

資料編

一資料編 目次一

[I 条例、規則、要綱等]

- I - 1 美浜町防災会議条例
- I - 2 美浜町防災会議運営規則
- I - 3 美浜町災害対策本部条例
- I - 4 美浜町災害対策本部規則
- I - 5 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例
- I - 6 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- I - 7 災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（国保税条例抜粋）
- I - 8 災害による被害者に対する固定資産税の減免に関する条例（町税条例抜粋）
- I - 9 美浜町消防団条例
- I - 10 美浜町消防団の設置等に関する条例
- I - 11 美浜町消防団規則

[II 協定等]

[III 防災関係組織・体制、連絡先等]

- III - 1 配備体制
- III - 2 防災関係機関連絡窓口
- III - 3 大災害時における救急医療体制（日高医師会）

[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]

- IV - 1 防災地区
- IV - 2 防災拠点一覧
- IV - 3 避難所、福祉避難所、避難場所一覧
- IV - 4 美浜町同報系無線システム
- IV - 5 同報系無線システム配置図
- IV - 6 消防施設・消防機器等整備状況
- IV - 7 消防施設配置図
- IV - 8 資器材等備蓄状況一覧

[V 危険箇所・区域等]

- V-1 河川及びため池一覧
- V-2 河川・ため池位置図
- V-3 重要水防箇所等
- V-4 重要水防箇所図
- V-5 洪水浸水想定区域図
- V-6 南海トラフ巨大地震 津波浸水予測図
- V-7 震度分布図
- V-8 液状化予測図
- V-9 土砂災害警戒区域
- V-10 道路危険予想箇所
- V-11 防災上の配慮を要する者が利用する施設
- V-12 洪水・土砂災害ハザードマップ

[VI 医療・教育施設等]

- VI-1 医療機関
- VI-2 教育施設一覧

[VII 基準等]

- VII-1 震度階級解説表
- VII-2 気象予報等の発表区域
- VII-3 気象予警報等の種類及び発表基準
- VII-4 災害救助法の適用基準
- VII-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間
- VII-6 被害認定基準
- VII-7 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等
- VII-8 生活福祉資金貸付条件

[I 条例、規則、要綱等]

I - 1 美浜町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 26 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、美浜町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 名以内とする。
- 7 第 5 項各号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、都道府県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

I - 2 美浜町防災会議運営規則

昭和 37 年 12 月 26 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は美浜町防災会議条例(昭和 37 年条例第 33 号)第 5 条の規定に基づき、美浜町防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集してその議長となる。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の場合は、会長は適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項により決定したときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第 4 条 部会は、会長が招集しその議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 5 条 その他必要な事項はその都度会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

I-3 美浜町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 26 日

条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、美浜町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

I-4 美浜町災害対策本部規則

昭和 37 年 12 月 26 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美浜町災害対策本部条例(昭和 37 年条例第 34 号)第 5 条の規定に基づき、美浜町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(災害対策本部)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、町長とする。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長をもって充てる。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、教育長、各課室の長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

4 本部長は、本部を統轄する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは本部長の職務を代理する。

(本部会議)

第 3 条 災害に関する応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(本部の組織)

第 4 条 本部に次の部を置く。

本部調整部

総務部

住民対策部

上下水道部

産業建設部

消防水防部

2 前項の部に部長を置く。

3 各部長には、別表のそれぞれの担当職欄に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部調整部)

第 5 条 本部調整部長は本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

2 本部調整部長に事故があるときは、当該部長があらかじめ選任した者がその職務を代理する。

3 本部調整部の編成及び事務分掌は別表のとおりとし、班に班長を置き、別表の班長欄に掲げるものをもって充てる。

(総務部)

第 6 条 総務部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

- 2 総務部長に事故があるときは、税務課長がその職務を代理する。
- 3 総務部の編成及び事務分掌は別表のとおりとし、班に班長を置き、別表の班長欄に掲げるものをもって充てる。

(住民対策部)

第7条 住民対策部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

- 2 住民対策部長に事故があるときは、かがやく長寿課長がその職務を代理する。
- 3 住民対策部の編成及び事務分掌は別表のとおりとし、班に班長を置き、別表の班長欄に掲げるものをもって充てる。

(上下水道部)

第8条 上下水道部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

- 2 上下水道部長に事故があるときは、当該部長があらかじめ選任した者がその職務を代理する。
- 3 上下水道部の編成及び事務分掌は別表のとおりとし、班には班長を置き、別表の班長欄に掲げる者をもって充てる。

(産業建設部)

第9条 産業建設部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

- 2 産業建設部長に事故があるときは、当該部長があらかじめ選任した者がその職務を代理する。
- 3 産業建設部の編成及び事務分掌は別表のとおりとし、班に班長を置き、別表の班長欄に掲げる者をもって充てる。

(消防水防部)

第10条 消防水防部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

- 2 消防水防部長に事故があるときは、消防副団長がその職務を代理する。
- 3 消防水防部の編成及び事務分掌は別表のとおりとし、班に班長を置き、別表の班長欄に掲げるものをもって充てる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、美浜町地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 6 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 27 日規則第 20 号)

この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 26 日規則第 28 号)

この規則中、第 1 条の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同月 5 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 4 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 8 月 22 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

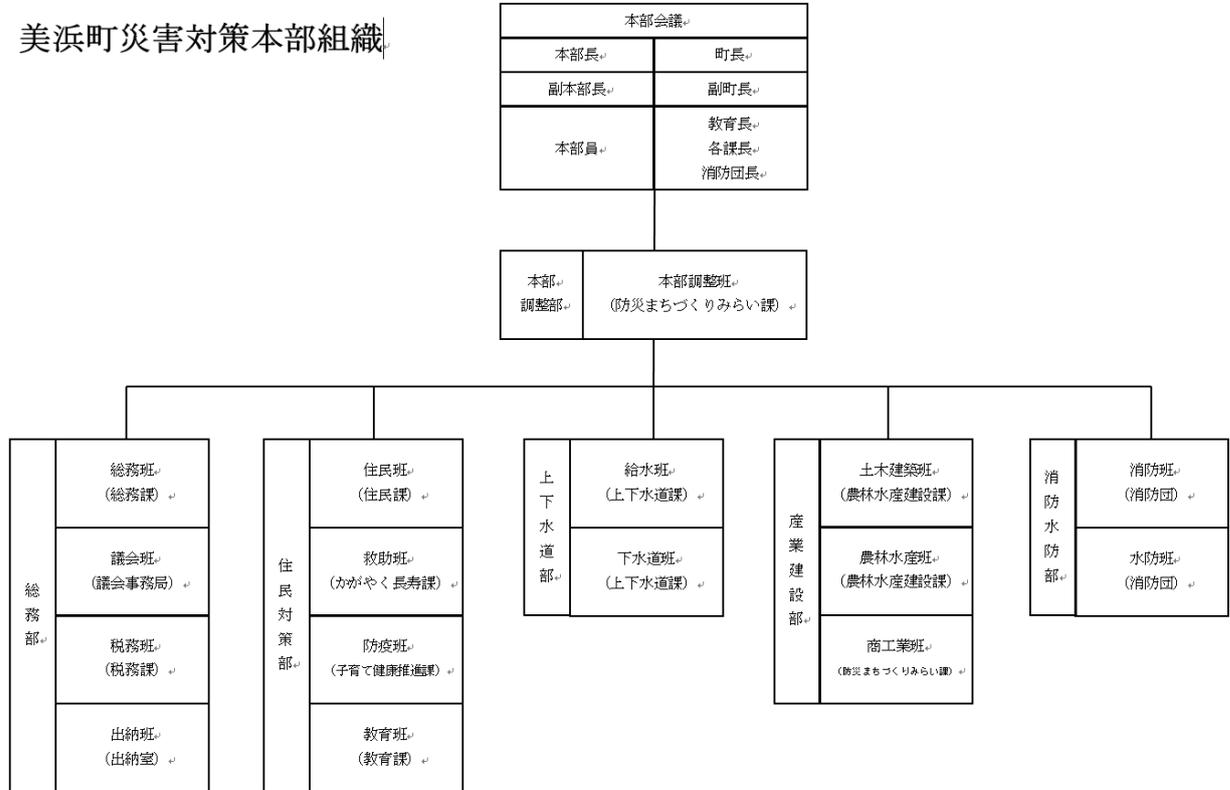
附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条—第10条関係)

美浜町災害対策本部の編成および事務分掌

美浜町災害対策本部組織



部	部長	班	班長	事務分掌
本部調整部	防災まちづくりみらい課長	本部調整班	防災まちづくりみらい課長	① 災害対策本部運営に関すること。 ② 上級機関への報告、連絡に関すること。 ③ 総合連絡調整に関すること。 ④ 命令決定事項の伝達に関すること。 ⑤ 本部長の秘書的業務に関すること。 ⑥ 防災会議に関すること。 ⑦ 本部会議との連絡調整に関すること。 ⑧ 無線に関すること。 ⑨ 気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 ⑩ 災害応急対策用物品等の購入に関すること。 ⑪ 災害救助に必要な物資、資材の確保に関すること。 ⑫ 災害救助に必要な食料等の確保に関すること。 ⑬ 被害状況のとりまとめに関すること。 ⑭ 広報に関すること。 ⑮ 報道機関との連絡調整に関すること。 ⑯ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関すること。 ⑰ 罹災証明の発行に関すること。 ⑱ その他必要なこと。

部	部長	班	班長	事務分掌
総務部	総務課長	総務班	総務課長	① 職員の動員、派遣要請に関する事。 ② 財務に関する事。 ③ 電話の管理及び公用車の配車に関する事。 ④ 県、自衛隊等への派遣要請及び受け入れに関する事。 ⑤ 庁舎の管理等に関する事。 ⑥ 町有財産等の被害状況の取りまとめに関する事。 ⑦ 被災地への慰問に関する事。 ⑧ 他班の事務に属さない事。 ⑨ 班が所管する町有財産等の被災状況に関する事。 ⑩ その他必要な事。
		議会班	議会事務局長	① 議員との連絡及び会議に関する事。 ② 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ③ その他必要な事。
		税務班	税務課長	① 家屋被害等情報の収集及び報告に関する事。 ② 町税の減免等に関する事。 ③ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ④ その他必要な事。
		出納班	会計管理者	① 災害活動の出納に関する事。 ② 義援金の受理に関する事。 ③ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ④ その他必要な事。
住民対策部	住民課長	住民班	住民課長	① 救助活動に必要な情報等の収集に関する事。 ② 避難所の設置及び運営に関する事。 ③ 環境衛生に関する事。 ④ 遺体の収容、埋葬に関する事。 ⑤ ごみの処理、し尿処理、廃棄物処理に関する事。 ⑥ 災害救助の全般的な計画・実施に関する事。 ⑦ 災害援護資金等の融資に関する事。 ⑧ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ⑨ その他必要な事。
		救助班	かがやく長寿課長	① 避難行動要支援者の被災状況調査及び必要な措置に関する事。 ② 義援物資の受領・配送・配分に関する事。 ③ ボランティア団体の支援の受入れ等に関する事。 ④ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ⑤ その他必要な事。
住民対策部	住民課長	防疫班	子育て健康推進課長	① 災害防疫の総括に関する事。 ② 防疫活動に必要な情報等の収集に関する事。 ③ 医療救護及び助産に関する事。 ④ 保健所その他医療機関等との連絡調整に関する事。 ⑤ 感染症予防に関する事。 ⑥ 防疫用薬品の確保に関する事。 ⑦ 医薬品の整備及び補給に関する事。 ⑧ 毒劇物による事故防止に関する事。 ⑨ 班が所管する町有財産等の被災状況の調査に関する事。 ⑩ その他必要な事。
		教育班	教育課長	① 教育関係の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 臨時の授業その他学校運営に関する事。 ③ 園児・児童・生徒の保健管理に関する事。 ④ 職員の動員、派遣及び救援に関する事(学校職員を除く。) ⑤ 学校給食及び炊き出し物資の管理に関する事。 ⑥ 教科書の調達に関する事。 ⑦ 社会教育施設及び社会体育施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
				⑧ PTA、婦人会等社会教育団体との連絡に関する事。 ⑨ その他必要な事。
産業建設部	農林水産建設課長	土木建築班	農林水産建設課長	① 道路、橋梁等の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ② 河川・海岸・港湾の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ③ 建物の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ④ 応急仮設住宅等の建築に関する事。 ⑤ 災害復旧全般に関する事。 ⑥ その他必要な事。
		農林水産班	農林水産建設課長	① 農林水産関係施設等の被害状況調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 各関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ③ 船舶の確保に関する事。 ④ 保安林及び周辺の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 ⑤ 被災農家、漁家等の資金の融通に関する事。 ⑥ 災害に伴う農作物被害調査等に関する事。 ⑦ その他必要な事。
		商工業班	防災まちづくりみらい課長	① 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 各関係機関、団体との連絡調整に関する事。 ③ 観光施設等の被害調査に関する事。 ④ 被災中小企業者に対する融資に関する事。 ⑤ その他必要な事。
上下水道部	上下水道課長	給水班	上下水道課長	① 上水道施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 飲料水の供給に関する事。 ③ 上水道施設の復旧、資材の確保に関する事。 ④ その他必要な事。
		下水道班	上下水道課長	① 下水道施設の被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関する事。 ② 下水道施設の復旧、資材の確保に関する事。 ③ その他必要な事。
消防水防部	消防団長	消防班	消防団長	① 消防活動に必要な情報等の収集及び伝達に関する事。 ② 消防団員の出勤に関する事。 ③ その他必要な事。
		水防班	消防団長	(水防班の編成及び事務分掌は水防計画の定めるところによる。)

I-5 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 9 月 30 日

条例第 24 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定により、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「災害」及び「町民」の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町民が、令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により、死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先に

し、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時、災害弔慰金を受けることができる遺族の生計を、主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合はこれらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせ、生死がわからない者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条の規定に該当する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について、法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

第 13 条 災害援護資金の一災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財、住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財について被害金額が、その家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上の損害(以下「家財の損害」という。)があり、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)は、据置期間とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包括するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還の免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 補則

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月 6 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 12 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 56 年 9 月 21 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 30 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 1 月 16 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 25 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

I-6 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 60 年 7 月 10 日

規則第 7 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものと

する。

- 2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付の手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年規則第 5 号)は、廃止する。

(様式等は省略)

I-7 災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（国保税条例抜粋）

（国民健康保険税の減免）

第 23 条の 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち町長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)その他の法律の規定により入院措置、収容又は拘禁されている者
- (4) 次のア及びイのいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65 歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法(大正 11 年法律第 71 号)の規定による被保険者(同法第 3 条第 2 項の規定による日雇特例被保険者を除く。)

(イ) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第 126 条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者(同法第 3 条第 2 項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第 126 条第 3 項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 年度、納期の別及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第 1 項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を町長に申告しなければならない。

I-8 災害による被害者に対する固定資産税の減免に関する条例（町税条例抜粋）

（固定資産税の減免）

第71条 町長は、次の各号の1に該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特別な事情により減免を必要とする固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添附して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称及び個人番号又は法人番号を有しない者
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

I-9 美浜町消防団条例

昭和 32 年 9 月 30 日

条例第 9 号

第 1 条 消防団員(以下「団員」という。)の任免、服務及び給与については、この条例の定めるところによる。ただし、常勤の者については、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条 消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得てこれを任命する。

- (1) 本町に居住又は勤務する年齢満 18 年以上のものであること。
- (2) 団長の場合は町長、団員の場合は団長の求めに応じ志操堅固及び身体強健であって団員たるに足るものであること。

第 3 条 団員の定数は、102 人とする。

第 4 条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

第 5 条 団員であって、次の各号の 1 に該当する者があるときは、任命権者はこれを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があったとき。

第 6 条 前条の懲戒は、次の区別によりこれを行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は 1 月以内の期間を定めてこれを行う。

第 7 条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、服務に就かなければならない。

第 8 条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第 9 条 団員であって 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、副団長その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 10 条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の場合があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第 11 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

第 12 条 団員に支給する手当は、美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 6 号)に基づきこれを支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 従前の美浜町消防団条例(昭和 31 年条例第 3 号)は、これを廃止する。

附 則(昭和 36 年 3 月 15 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 6 月 29 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 6 月 18 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

I-10 美浜町消防団の設置等に関する条例

令和3年2月15日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 この町に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浜町消防団
- (2) 区域 美浜町の区域全域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和32年2月14日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、美浜町消防団（以下「消防団」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(階級等)

第2条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、班長等の役員及びその他の団員を置く。

2 団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責めに任ずる。

3 副団長、分団長、副分団長及び班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。

(職務)

第3条 団長に事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは団長の定める順序に従い、分団長又は副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行わない場合を除いては副団長、分団長、副分団長及び班長の命免を行うことができない。

(任期)

第4条 団長、副団長、分団長、副分団長、班長の任期は、2年とする。ただし、重任することを妨げない。

(組織)

第5条 消防団に団本部及び分団を置く。

2 分団には班を置く。

3 分団及び班の区域は、別表のとおりとする。

(宣誓)

第6条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

(ワープロ表示)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

美浜町消防団

氏名

印

(水火災その他の災害出動)

第7条 消防車が火災現場に出動するときは、交通法法規の定める走行キロメートルに従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出動又は引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員並びに消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第9条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度に止めて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡損を最少限度に止めなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は町長に報告するとともに、警察職員又は検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに町長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、慎重に取扱うとともに公表は差控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規綴
- (12) 雑書綴

(訓練及び礼式)

第15条 消防団員の訓練及び礼式については、総務省消防庁の定める基準に準ずるものとする。

(表彰)

第16条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たった功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合団員については、団長が表彰を行うことができる。

第17条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第18条 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第19条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他災害時における警戒防御及び救助に関し、消防団に対してなした協力

(服制)

第20条 消防団員の服制については、総務省消防庁の定める基準に準ずるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（5条関係）分団及び班の区域

分団	班	区域
第1分団	浜ノ瀬班	大字浜ノ瀬 大字吉原 大字田井
	新浜班	
	吉原班	
	上田井班	
	田井畑班	
第2分団	本部班	町内全域
	第1班	大字和田
	第2班	
	入山班	
第3分団	第1班	大字三尾
	第2班	
	第3班	
	第4班	
	第5班	
	第6班	

【Ⅱ 協定等】

市町村と民間事業者等との防災協定の締結状況

番号	締結年月日	協定内容	協定相手
1	H11.8.10	災害時の医療救護に関する協定	町村会
2	H12.2.18	災害時における美浜町と美浜町内郵便局との相互協力に関する覚書	美浜町内郵便局
3	H18.3.28	災害時における美浜町所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定	建設業組合
4	H19.6.22	災害時における美浜町所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定	管工事設備組合
5	H24.2.13	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局
6	H24.11.30	美浜町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	美浜町社会福祉協議会
7	H25.1.8	災害救助物資の調達に関する協定	JA
8	H25.7.22	災害時における緊急避難施設に関する協定	オークワ
9	H26.3.12	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT和歌山支店
10	H26.3.20	災害時における緊急避難施設に関する協定	ジョーシン
11	H26.6.4	防災関係の協働事業に関する協定	JA
12	H26.7.9	災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定	和歌山県LPガス協会日高支部
13	H26.10.15	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定	和歌山県トラック協会
14	H27.1.30	災害時における住家の被害認定に関する協定	日本建築家協会
15	H27.1.30	災害時における住家の被害認定に関する協定	和歌山県建築士事務所協会
16	H27.1.30	災害時における住家の被害認定に関する協定	和歌山県建築士会
17	H27.1.30	災害時の被災建物の応急活動等に関する協定	日本建築家協会
18	H27.2.23	防災ARシステム利用に関する協定	全国防災共助協会
19	H27.8.3	災害救助物資の調達に関する協定	松源
20	H28.1.22	災害時における住家の被害認定に関する協定	不動産鑑定士協会
21	H28.5.26	災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定	和歌山財務事務所
22	H28.6.21	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	和歌山工業高等専門学校
23	H28.6.21	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	和歌山財務事務所
24	H28.8.10	災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定	1市6町
25	H28.10.29	災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定	愛知県美浜町、福井県美浜町、三重県御浜町
26	H28.11.28	災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定	和歌山財務事務所
27	H28.12.20	災害時における緊急避難施設に関する協定	ときわ寮
28	H29.2.13	災害時における緊急避難施設に関する協定	和歌山病院
29	H29.5.26	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	和歌山財務事務所
30	H29.9.27	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定	きのくに葬祭、メモリアルウエスト
31	H30.4.24	災害時における緊急避難施設に関する協定	コーポ美浜
32	H30.6.15	災害時における緊急避難施設に関する協定	WAY美浜
33	R1.8.6	災害時における一時避難所等施設利用に関する協定	有限会社メモリアルウエスト
34	R1.12.3	大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び仮設トイレ設置に関する協定	日高環境衛生協同組合、和歌山県清掃連合会
35	R1.12.16	災害発生時における法律相談業務等に関する協定	和歌山弁護士会
36	R2.3.9	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社キナン御坊営業所
37	R2.9.17	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	紀南段ボール株式会社・Jパック株式会社
38	R2.12.21	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	オカジ紙業株式会社
39	R3.3.15	災害時における救援物資の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社
40	R3.8.26	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	有限会社ワコー産業
41	R3.12.15	災害時における燃料供給等に関する協定	株式会社旭商会
42	R3.12.16	災害時における救援物資の供給に関する協定	シバタ工業株式会社
43	R3.12.21	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
44	R4.6.7	災害時における福祉避難所に関する協定	福祉法人 はしもと
45	R4.8.25	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ
46	R4.11.21	災害時における飲料水の供給に関する協定書	株式会社アクオス

災害時の医療救護に関する協定書

災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）に基づき日高郡町村が実施する医療救護について、日高郡町村（以下「甲」という。）と日高医師会（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、救助法に基づいて、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療に関する救助について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

（救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、和歌山県に要請し実施するが、和歌山県が実施しない小災害の場合で実施を要する際は、甲が乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により甲又は和歌山県からの要請を受ける暇がない場合は、乙は救護班を派遣した後速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班の業務は次のとおりとする。

- （1）被災者に対する選別
- （2）傷病者に対する応急処置、及び必要な医療
- （3）医療機関への転送の要否、及び順位の決定
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）助産

（救護所の設置）

第6条 乙が派遣する救護班は、甲又は和歌山県が避難場所、避難所及び災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

(救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 甲の要請により乙が派遣する救護班の使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(報告)

第10条 救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

第11条 甲からの要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲へ請求するものとする。但し、和歌山県からの要請に基づき県医師会を通じて乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、和歌山県へ請求するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

ウ 収容医療機関の施設等の損傷

エ 医療救護班員が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は、死亡した場合の補償

2 前項アからウに定める実費弁償の額については和歌山県地域防災計画に定める額とし、エに定める実費弁償の額については、和歌山県町村非常勤職員公務災害補償組合の規定の例によるものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上解決のため適切な処置をとるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義が生じた場合は、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から5
年間とする。

2 協定期間の満了する1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、
協定期間は、その満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙署名のうえ各自1通を保有する。

平成 **11** 年 **8** 月 **10** 日

甲

御坊市湯川町財部651

日高郡町村会長 柏木 勉



美浜町長 成瀬 峯次



由良町長 中井 勤



川辺町長 柏木 勉



中津村長 笹 朝



美山村長 池 本 功



龍神村長 古久保 治



南部川村長 山田 五 良



南部町長 山崎 繁 雄



乙

御坊市藪290番地

日高医師会長 岡 延 哉



災害時における美浜町と美浜町内郵便局との相互協力に関する覚書

美浜町長（以下「甲」という。）と美浜町内郵便局代表者御坊郵便局長（以下「乙」という。）は、美浜町内に発生した地震その他による災害時において、美浜町及び美浜町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、美浜町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）美浜町内の郵便局又は美浜町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （2）高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （3）所管施設及び用地の相互提供
- （4）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力について、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）前条第3号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規程する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第7条 美浜町内の郵便局は、美浜町又は美浜町内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては美浜町役場総務課長、乙においては、御坊郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年2月18日

甲 美 浜 町 長

成 瀬 峯 次



乙 美浜町内郵便局
代表者 御坊郵便局長

西 敏 久



災害時における美浜町所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と、美浜建設業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における美浜町所管施設の緊急的な災害対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策を実施するにあたり、甲及び乙は協力して災害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、美浜町の所管施設等における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときには、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌する長の指示により当該災害の応急対策を実施するものとする。

3 乙は、前項の災害応急対策業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要となる建設資機材の確保に努めるとともに、実施体制表をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に定める所管施設等の災害応急対策業務の実施体制表は、乙の会員の連絡系図及び連絡先一覧表とする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は乙の会員の出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合には、乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その処置については甲と乙の会員が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成18年 3月28日

甲 美浜町長 入江 勉



乙 美浜建設業組合 組合長理事 山本 好郎



災害時における美浜町所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と、美浜町管工事組合（以下「乙」という。とは、災害時における美浜町所管施設の緊急的な災害対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策を実施するにあたり、甲及び乙は協力して災害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする

（業務の実施範囲）

第2条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときには、乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙の会員は、甲からの手動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌する長の指示により当該災害の応急対策を実施するものとする。

3 乙は、前項の災害応急対策業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要となる建設資機材の確保に努めるとともに、実施体制表をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

（業務の実施体制）

第4条 前条第3項に定める所管施設等の災害応急対策業務の実施体制表は、乙の会員の連絡系図及び連絡先一覧表とする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲は乙の会員の出動を要請したときは、延滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、平成19年7月1日から平成20年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合には、乙の会員はその事実の発生後延滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その処置については甲と乙の会員が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成19年 6月22日

甲

美浜町長

入江



乙

美浜町管工



組合

会長

谷村

菊次



災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と美浜町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う、次の各号に掲げる時期とする。
一 美浜町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
二 美浜町災害対策本部が設置された場合
三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
三 災害に係る専門家の派遣
四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
六 通行規制等の措置
七 その必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。
なお、甲及び乙は、相互の連絡は甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年2月13日

甲 近畿地方整備局長 上総 周平

乙 美浜町長 森下 誠史



美浜町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と社会福祉法人美浜町社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり美浜町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美浜町地域防災計画に基づき甲が設置し、乙が運営するセンターに関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの運営）

第2条 甲は、美浜町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、センターを美浜町地域福祉センター（以下「福祉センター」という。）に設置する。ただし、福祉センターに設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

（1）災害ボランティア（甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。）の受入れ及び活動指示等に関すること。

（2）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（運営の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条 甲と乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第8条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用は、甲

乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。

3 乙は、費用（この条における費用をいう。次項においても同じ。）の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

4 費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。

（補償）

第9条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

（報告）

第10条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月30日

甲 美浜町大字和田1138番地の278

美浜町長 森下 誠



乙 美浜町大字和田1138番地の326

社会福祉法人 美浜町社会福祉協議会
会 長 塩崎 治



災害救助物資の調達に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）とグリーン日高農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美浜町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲から乙に対し行う物資の供給協力の要請の手続き等を定め、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、物資の調達を図る必要があると認めたときは、乙に対してその保有する物資の供給を要請できるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が必要とする物資

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条に規定する要請を行う場合、災害時における物資供給要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請書を受理したときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、災害時における物資供給報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（物資の価格の決定）

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生前の標準価格を基準とし、甲乙協議して決定する。

(代金の請求及び支払い)

第8条 乙は、前条による代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25 年 / 月 8 日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長

森下 誠史



乙 和歌山県日高郡日高町高家420-1

グリーン日高農業協同組合

代表理事組合長

鈴木 恒雄



災害時における緊急避難施設に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と株式会社オークワ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	オークワ ロマンシティ御坊店
所在地	和歌山県御坊市湯川町財部181
構造・階数	鉄骨 4階PH1階
外階段の有無	有
夜間・休日の体制	24時間警備（常駐）
緊急避難場所の面積	屋上：4050.00㎡ 3階：6451.95㎡ 2階：8630.60㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	町内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	町内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

(費用負担等)

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成26年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する

平成 25年 7月 22日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

美浜町長 森下 誠史



乙

和歌山市中島185番地の3

株式会社 オークワ

代表取締役 神吉 康成





特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

美浜町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）



第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。
ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があつた場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年 3月 12日

甲 美浜町長 森下 誠史 印



乙 西日本電信電話株式会社
和歌山支店 ビジネス営業部長
戸水 大助 印



災害時における緊急避難施設に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と上新電機株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	ジョーシン 御坊店
所在地	和歌山県御坊市藪336-1
構造・階数	鉄骨造・平屋建（屋上P）塔屋付き
外階段の有無	有
緊急避難場所の面積	127.87㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	町内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	町内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

（費用負担等）

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成26年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する

平成26年8月20日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

美浜町長 森下 誠史



乙 大阪市浪速区日本橋1丁目6番5号

上新電機株式会社

取締役社長



防災関係の協働事業に関する協定

美浜町（以下「甲」という。）と、紀州農業協同組合（以下「乙」という。）は、美浜町内における災害対策に関する地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、地域住民の災害からの安全確保に資するため、乙に対し協力を要請して、地域防災活動に関する協働事業を実施するものとする。

（防災啓発事業）

第2条 甲及び乙は、地域住民の防災意識の啓発を行うため、次の事業を協力して実施するものとする。

- （1）甲が乙へ災害啓発用看板等の設置場所の提供を依頼したときは、甲乙協議の上、乙は住民への防災情報の提供に協力すること。
- （2）甲が実施する防災訓練、防災講演会等の防災に関するイベントについての広報を乙へ依頼したときは、甲乙協議の上、乙は協力すること。
- （3）乙は、必要と認める場合には、甲が実施する防災訓練に参加すること。

（災害応急対策事業）

第3条 甲及び乙は、災害時の的確な災害応急対策を実施するため、次の事業を行うものとする。

- （1）乙は、災害によりJAの所在する地域のNTT回線等が断絶又は通信困難な状況に陥った場合には、JAの来所（店）者に対し、災害伝言ダイヤル等の周知を行うものとする。
- （2）乙は、災害発生時に、帰宅困難者等に対し、災害情報の提供及び支援を可能な範囲で行うものとする。
- （3）災害発生時に甲及び乙が収集した災害情報は、提供すべき内容について協議の上、それぞれが住民に提供するものとする。
- （4）乙は、所在する地域における防災情報を把握し、当該情報を甲に提供するように努めるものとする。

（救援物資の調達）

第4条 甲は、美浜町地域内における大規模災害の発生により物資が不足し、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し物資の調達を要請で

きるものとし、乙は、乙が調達可能な範囲において、当該要請のあった物資の調達を行うものとする。

- (1) 調達を要請できる物資は、食料品、飲料水、日用品、応急資材及び各種道具類等とする。
- (2) 調達の要請は、原則として別記第1号様式によるものとする。ただしその暇がないときは口頭によることができるものとし、その後速やかに別記第1号様式により、要請するものとする。
- (3) 物資の取引価格は、災害発生時前の価格によるものとし、甲は乙と協議の上、物資の引き渡し後、乙に代金を支払うものとする。
- (4) 物資の引渡場所は、甲の調達要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣して物資を確認の上、引き取るものとする。
- (5) 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

(救援物資等の集積及び車輛の提供)

第5条 甲は、美浜町地域内において災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、乙に次の協力を要請することができる。

- (1) 救援物資等の一時集積場所（総合選果場等、集積に適した場所）の提供
- (2) 各避難所等への救援物資等の搬送車輛の提供

(防災訓練及び教育)

第6条 甲及び乙は、第2条から前条までに定める事業を適切に判断し、実施できるよう相互に協力するとともに、乙は乙の職員に対し、防災訓練及び防災教育を実施し、災害発生時の的確な対応に努めるものとする。

(乙への支援)

第7条 甲は、乙の災害対策の地域貢献活動を支援するため、乙に対し、日常から可能な範囲で所要の支援を行うものとする。

(甲乙の連携)

第8条 甲及び乙は、地域防災活動に関する協働事業が的確かつ効果的に行われるよう、日常から情報交換に努めるものとする。

(協定の細目)

第9条 第2条から第5条までに定める事業を確実に実施するため、甲及び乙は、担当者及び連絡先等に関する情報について、相互に確認するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲又は乙が書面をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成26年6月4日

甲 美浜町長 森下 誠史



乙 紀州農業協同組合
代表理事組合長 久保 秀夫



災害発生時におけるLPガス等の供給に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と和歌山県LPガス協会日高支部美浜町事業部（以下「乙」という。）は、災害が発生し、美浜町に災害対策本部が設置された場合において、甲が乙に対して要請するLPガス、応急対策用資機材その他必要な物品で、乙が供給可能なもの（以下「LPガス等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、LPガス等の確保が必要と認めるときは、乙に対して供給を要請することができるものとする。

（実施）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、様式第1号を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により乙又は乙の会員に要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

3 LPガス等の引渡場所は、甲の要請時に甲乙協議して定めるものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣してLPガス等を確認の上、引き取るものとする。

4 乙はLPガス等を納品した場合は、速やかに様式第2号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 本協定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における甲の調達価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(会員名簿の提出)

第6条 乙は、甲に会員名簿を提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(連絡窓口)

第7条 本協定に関する連絡窓口は、様式第3号により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもって行わない限り、期間満了の翌日からさらに1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年 7 月 9 日

甲 美浜町長 森下 誠史



乙 和歌山県御坊市藪834番地13
和歌山県LPガス協会日高支部
美浜町事業部長 熊谷 康司





災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と公益社団法人和歌山県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、美浜町災害対策本部が設置された場合又は市町相互の応援措置に必要な場合において、甲が乙に対して要請する物資等の輸送、荷下ろし、仕分け、管理、積み込み業務等（以下「輸送及び荷さばき業務等」という。）の協力に関する協定を次のとおり締結する。

(定義)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号〔以下「法」という〕）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(要請)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙の協力が必要であると認めるときは、乙又は乙の会員に要請するものとする。

- (1) 輸送及び荷さばき業務等
- (2) 乙が協力した輸送用車両への甲の職員の同乗
- (3) 災害に関する諸情報の収集
- (4) その他乙が応じることができる事項

(実施)

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、実施するものとする。

(要請の手続き)

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等による要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。

- 3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。
- 4 乙は、甲の要請により協力を行ったときは、協力内容を報告書（別記様式第2号）により甲に提出するものとする。
- 5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（別記様式第3号）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における運賃、料金等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第6条 第2条の規定による要請業務に従事した者が、業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は次に掲げる場合を除き、法第84条第1項の規定による美浜町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年条例第2号）の例によりその損害を補償する。

- (1) 業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- (4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年10月15日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1丁目3番地278
美浜町長 森下 誠史

乙 和歌山市湊1414番地
公益社団法人和歌山県トラック協会
会長 龍田 潤



災害時における住家の被害認定に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の近畿支部和歌山地域会員の住所地又は近畿支部和歌山地域会の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年 1月30日

甲 美浜町長 森下 誠 史



乙 東京都渋谷区神宮前二丁目3番18号
公益社団法人 日本建築家協会
代表理事 芦原 太郎



災害時における住家の被害認定に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年 1月30日

甲 美浜町長 森 下 誠 史



乙 和歌山市卜半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会
会 長 小 川 浩



災害時における住家の被害認定に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県建築士会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成26年12月26日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙の所属する支部の住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成27年 1月30日

甲 美浜町長 森下 誠



乙 和歌山市卜半町38番地

一般社団法人 和歌山県建築士
会 長 池内 茂雄



災害時の被災建物の応急活動等に関する協定書

美浜町（以下「甲」という）と公益社団法人日本建築家協会（以下「乙」という）は、災害時における被災した建築物への応急支援等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、甲地域内で被災した建築物の応急危険度判定調査等を行うことを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する業務の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）被災した建築物への応急危険度判定士の派遣に関する事
- （2）被災した建築物への被害認定調査の派遣に関する事
- （3）被災した建築物の建築相談に関する事
- （4）災害に強い、安全・安心なまちづくりに関する事
- （5）前各号に関する訓練の実施及び知識の習得に関する事

（協力要請の手続）

第3条 甲は、乙に前条の業務を要請するときは、別記様式により協力を要請するものとする。ただし、甲地域内が緊迫な状況下に陥っているときは、乙に電話等により直接要請することがある。

（業務費用）

第4条 この協定により生じた業務費用の負担は次の各号のとおりとする。

- （1）第2条第1号に規定する業務の費用については、乙が負担するものとする。
- （2）第2条第2号及び第3号、第4号、第5号に規定する業務の費用については、費用の負担を甲乙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第5条 甲は、第2条各号に規定する業務に従事した者が、業務上の負傷、疾病、障害又は死亡等により保障が行われるときは、法第84条第1項の規定による美浜町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年条例第2号）の例によりその損害を補償する。ただし次に各号のいずれかに該当する場合、乙は甲による補償を受けることができない。

- （1）業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該損害につき、乙又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- （4）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による損害補償の規定の適用を受けることができる場合

(協定の有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月30日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1-3-8番地278
美浜町長 森下誠史



乙 東京都渋谷区神宮前2丁目3番18号
公益社団法人日本建築家協会
代表理事 芦原太郎



防災 AR システム利用に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）及び一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は協働して、甲の住民に対し、甲の気象情報、地震津波情報及び災害時における避難場所など必要な防災情報（以下「防災情報等」という。）の提供を行い、防災意識の向上及び減災対策に取り組むことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) 甲は、防災情報等を乙に提供し、乙は、端末装置（スマートフォン）により利用することができる防災 AR システム（以下「本システム」という。）において、当該防災情報等を平常時から掲載し、甲の住民等に広く周知する。
- (2) 甲及び乙は、本システムの導入にあたり、甲の住民に対し説明用パンフレットを作成し、配布するものとする。
- (3) 前2号の取組みの具体的な内容については、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
- (4) 甲及び乙は、第1号及び第2号の事項が円滑に遂行するようにお互いの窓口となる連絡先及び担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- (5) 本システムは、甲の住民への防災情報等の提供を主目的とするが、利用状況下が災害時など緊迫した状況時における本システムの稼動状況及び防災情報等の信頼性については、甲及び乙は責任を負わない。また利用者にもその旨を周知徹底するものとする。
- (6) 本システムにより、企業等の広告情報を提供する場合は、別途、甲の承認を得た「広告掲載要綱」等を乙が取り決め、その内容を満たすものとする。

（責任の範囲）

第3条 本協定における責任の範囲については次のとおりとする。

- (1) 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの何らかの苦情及び問題（以下「苦情等」という。）が発生した場合は、直ちに当該苦情等の解決の

ために対応するものとする。

(2) 甲は、乙に提供した防災情報等に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

(3) 乙は、前号以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

(費用)

第4条 甲は、本システムの導入及び稼動に伴う費用については無償とする。

(秘密の保持)

第5条 乙は、甲から提供があった防災情報等については、本協定の目的を達成するため以外に使用してはならないものとする。また、当該防災情報等を第三者に漏らしてはならない。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から本協定を終了する旨について書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義)

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 2月23日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1-3-8番地278
美浜町長 森下 誠史



乙 滋賀県大津市一里山1-16-1

一般社団法人 全国防災共助協会

代表理事 池光 博明



災害救助物資の調達に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と株式会社松源（以下「乙」という。）とは、美浜町内で地震、風水害等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害救助に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における住民生活の早期安定を図ることを目的として、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、乙に対して物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 生活必需品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、第1号様式の文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（調達の実施等）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の輸送は、乙又は乙の指定する者が行うこととする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して輸送の協力を求めることができる。

- 2 物資の引渡し場所は甲が指定し、当該場所において甲の職員又は甲の指定する者が調達物資を確認の上、引き渡しを受けるものとする
- 3 乙は、物資を納品した場合、速やかに第2号様式により報告するものとする。

(物資の価格及び支払)

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害発生直前時における価格を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は前項の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとし、甲は乙に対し速やかに請求金額を支払うものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を互いに文書をもって報告し、平常時から救助物資の備蓄、提供予定等についての情報交換を密に行うものとする。

2 甲及び乙は、災害発生時にそれぞれが知り得た災害に関する情報及び救助物資に関する情報をお互いに提供することに努めることとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 8月 3日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278
美浜町長 森下 誠史



乙 和歌山県和歌山市田屋 138 番地

株式会社 松源
代表取締役 兼田 守



災害時における住家の被害認定に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害発生時における乙の社会貢献活動の一環として実施する災害時における住家の被害認定調査（以下「住家被害認定調査」という。）に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において災害が発生した場合に、乙より円滑に支援協力が受けられるよう、住家被害認定調査の支援協力に関する手続き等について定めるものとする。

（支援協力の実施）

第2条 乙は、和歌山県と乙とで平成27年12月22日に締結された「災害時における住家の被害認定に関する包括協定書」に基づき、住家被害認定調査に係る支援協力を実施するものとする。

（従事者の災害補償）

第3条 認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。ただし、加入する保険の内容については甲乙協議の上、決定するものとする。

（第三者に及ぼした損害に対する補償）

第4条 甲の要請により乙が実施する業務に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその賠償に当たるものとする。ただし、故意に第三者に損害を与えるなど明らかに乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙が賠償に当たるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、第2条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 乙が活動期間中に別途加入する災害補償保険等に係る保険料は、甲が負担する。

3 第2条に基づく要請で派遣された乙の会員の旅費（乙又は乙の会員の住所地のうち甲に近い住所地から甲の地域内までの旅費）は、甲が負担する。ただし、別途交通手段が確保された場合はこの限りではない。

4 甲からの要請に基づく活動従事期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所について必要性があれば、原則として甲が確保に努めることとし、その費用は甲が別途直接、宿泊施設等に支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項及び第3項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し特段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙双方の連絡責任者を定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年 1月22日

甲 美浜町長 森下 誠 史



乙 和歌山市七番町17-1 和歌山朝日ビル5階
一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会
会 長 名 邦 孝 和



災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と 財務省近畿財務局和歌山財務事務所（以下「乙」という。）は、平成28年11月28日付で締結した「災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定書」について、次のとおり更新する。

（目的）

第1条 この協定は、甲から津波避難ビル指定を受けた乙の所有する施設内に災害時の避難に必要な物資を備蓄することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（備蓄場所）

第2条 甲は、次に掲げる乙の施設（以下「使用施設」という。）内の備蓄場所に災害時の避難に必要な物資を備蓄するものとする。

施設名称	美浜合同宿舎
所在地	美浜町大字吉原字尾ノ上98-2
所有者	国（財務省近畿財務局和歌山財務事務所）
構造等	鉄筋コンクリート造4階建
建築年	2号棟：平成4年、3号棟：平成4年
備蓄場所	2号棟：401号室、402号室、403号室、404号室 3号棟：401号室、402号室

（使用用途）

第3条 この協定による備蓄場所の使用用途は、災害時の避難に必要な物資の備蓄に限る。

2 使用施設内に備蓄する災害時の避難に必要な物資は、別紙記載のとおりとする。

（利用の通知）

第4条 甲は、備蓄している物資の管理に伴い使用施設に立ち入る際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知しなければならない。

2 甲は、備蓄している物資の状況に変更が生じた場合には、乙に対して通知しなければならない。

（費用負担）

第5条 備蓄場所の使用料は無料とする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、備蓄している物資の盗難、破損等に対する責任は一切負わないものとする。

2 甲は、備蓄している物資が原因で使用施設やその居住者の所有物等に破損等の損害が発生した場合には、その賠償をしなければならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(物資の備蓄の終了)

第8条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙に対し終了届を提出することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

2 乙は、使用施設の用途廃止、増改築等何らかの事情により備蓄場所の使用が不可能となるときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ甲に通知することにより、この協定を終了させることができる。

(原状回復)

第9条 前2条の規定により、本協定が終了した場合には、甲は自己の負担で乙の指定する期日までに備蓄場所を原状に回復して返還しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月26日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278
美浜町長 森下 誠 史



乙 和歌山県和歌山市今福1丁目3番35号
和歌山財務事務所長 三好 雅 幸



第3条第2項 別紙

災害時の避難に必要な備蓄物資一覧

号棟	居室番号	品目	数量
2	401	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
2	402	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
2	403	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
2	404	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
3	401	抗菌レザー調スリッパ ブルー	60足
		採集コンテナ平底 オレンジ	2個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
3	402	抗菌レザー調スリッパ ブルー	60足
		採集コンテナ平底 オレンジ	2個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台

津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、美浜町（以下「甲」という。）と 独立行政法人 国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、美浜町内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	美浜宿舎
所在地	日高郡美浜町大字吉原字尾ノ上98-2
所有者	独立行政法人 国立高等専門学校機構
構造等	鉄筋コンクリート造 5階建
建築年	平成2年

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

施設名称	美浜宿舎
避難場所	3階以上共用部（階段踊り場）約45平米
収容人数	約45名（1㎡1名で計算）
避難経路	施設北側屋内階段
入口	施設北側屋内階段入口

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(利用の通知)

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものと



し、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月21日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長 森 下 誠



乙 和歌山県御坊市名田町野島77

独立行政法人 国立高等専門学校機構

和歌山工業高等専門学校

校長 角 田 範 義



津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、美浜町（以下「甲」という。）と財務省近畿財務局和歌山財務事務所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、美浜町内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	美浜合同宿舎2号棟
所在地	美浜町大字吉原字尾ノ上98-2
所有者	財務省
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建
建築年	平成4年

施設名称	美浜合同宿舎3号棟
所在地	美浜町大字吉原字尾ノ上98-2
所有者	財務省
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建
建築年	平成4年

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

施設名称	美浜合同宿舎2号棟
避難場所	3階以上共用部（階段踊り場）約14㎡ 4階居室（403号を除く）3部屋 約114㎡
収容人数	約128名（1㎡1名で計算）
避難経路	施設北側屋内階段
入口	施設北側屋内階段入口

施設名称	美浜合同宿舎3号棟
避難場所	3階以上共用部（階段踊り場）約7㎡ 4階居室2部屋 約110㎡
収容人数	約117名（1㎡1名で計算）
避難経路	施設北側屋内階段
入口	施設北側屋内階段入口

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。

ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の下記の費用については、甲が負担するものとする。

- ①施設の破損に係る復旧費用
- ②光熱水量

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成29年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月21日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長 森下 誠



乙 和歌山県和歌山市今福1丁目3番35号

和歌山財務事務所所長 杉林 雅



災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町及び日高川町（以下「協定市町」という。）との間で、災害時における応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、協定市町のいずれかの地域において、法第2条第1号に規定する災害が発生した場合は、協定市町が相互に協力し、その応急対策活動を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（運用体制）

- 第2条 協定の円滑な運用を図るため、幹事及び副幹事を置くものとする。
- 2 幹事は、日高郡町村会会長の町とし、副幹事は御坊市とするものとする。
 - 3 幹事は、協定運用の総合調整に当たるものとする。
 - 4 副幹事は、幹事が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事の手務を代行するものとする。なお、幹事及び副幹事が被災等により事務を遂行できない場合は、協定市町が協議の上、事務代行者を選任するものとする。

（連絡担当部局）

第3条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び種類）

第4条 災害が発生して協定市町に応援を求めようとする市町（以下「被災市町」という。）は、災害が発生して協定市町に応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助、公衆衛生、応急対策、復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 被災者への災害情報の発信
- (8) 被災者に対する住宅情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

(要請の手続き)

第5条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を当該協定市町に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援の要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、法第67条第1項の規定に基づき、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り応ずるものとする。

- 2 応援を行う者は、被災市町の指揮の下行動するものとする。
- 3 協定市町は、前条の規定にかかわらず、いずれかの地域において甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合で、必要であると認めるときは、自らの判断で職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、応援を行うことができるものとする。
- 4 前項に定める応援を開始した場合は、被災市町に応援の内容をできるだけ速やかに通報するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市町が協議して別に定めるものとする。

- 2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町が一時繰替支弁するものとする。
- 3 第4条第4号に定める職員が応援に伴い第三者に損害を与え、その損害が応急対策活動の従事中に生じたものについては、被災市町が負担し、それ以外のものについては、応援市町が負担するものとする。
- 4 前条第3項に定める情報収集のため、職員の派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した協定市町が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 8月10日

御坊市長

柏木 征夫



美浜町長

森下 誠史



日高町長

松本 秀司



由良町長

畑中 雅央



印南町長

日裏 勝己



みなべ町長

小谷 芳正



日高川町長

市木 久雄





第3条関係 連絡担当部局

幹事：日高郡町村会会長の町 副幹事：御坊市

○御坊市	防災対策課	TEL	23-5528	FAX	23-5090
○美浜町	防災企画課	TEL	23-4902	FAX	23-3523
○日高町	総務政策課	TEL	63-2051	FAX	63-2923
○由良町	総務政策課	TEL	65-1801	FAX	65-0282
○印南町	総務課	TEL	42-0120	FAX	42-0662
○みなべ町	総務課	0739 TEL	72-2051	FAX	72-1223
○日高川町	総務課	TEL	22-1700	FAX	22-8779





災害時における応急対策活動の相互応援に関する協定書

愛知県美浜町、福井県美浜町、三重県御浜町、及び和歌山県美浜町（以下「協定町」という。）との間で、災害時における応急対策活動の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、協定町のいずれかの地域において、災害が発生した場合は、協定町が相互に協力し、その応急対策活動を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び種類）

第3条 災害が発生して協定町に応援を求めようとする町（以下「被災町」という。）は、災害が発生して協定町に応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援を要請するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助、公衆衛生、応急対策、復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災者の一時受入れ
- (7) 被災者への災害情報の発信
- (8) 被災者に対する住宅情報の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のある事項

（要請の手続き）

第4条 被災町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は電信により応援を要請した後、速やかに文書を当該協定町に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量



- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた協定町（以下「応援町」という。）は、法第67条第1項の規定に基づき、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り応ずるものとする。

2 応援を行う者は、被災町の指揮の下行動するものとする。

3 協定町は、前条の規定にかかわらず、いずれかの地域において甚大な災害が発生し、通信の途絶等により被災町との連絡がとれない場合で、必要であると認めるときは、自らの判断で職員を派遣し、被災町の情報収集を行うとともに、応援を行うことができるものとする。

4 前項に定める応援を開始した場合は、被災町に応援の内容をできるだけ速やかに通報するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定町が協議して別に定めるものとする。

2 被災町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援町が一時繰替支弁するものとする。

3 第3条第4号に定める職員が応援に伴い第三者に損害を与え、その損害が応急対策活動の従事中に生じたものについては、被災町が負担し、それ以外のものについては、応援町が負担するものとする。

4 前条第3項に定める情報収集のため、職員の派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した協定町が負担するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定町が協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定町は署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月29日

愛知県美浜町長

神谷 信行 

福井県美浜町長

山口 治太郎 

三重県御浜町長

大畑 寛 

和歌山県美浜町長

森下 誠史 

災害時の避難に必要な物資の備蓄に関する協定書

災害時の避難に必要な物資の備蓄に関し、美浜町（以下「甲」という。）と財務省近畿財務局和歌山財務事務所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲から津波避難ビル指定を受けた乙の所有する施設内に災害時の避難に必要な物資を備蓄することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（備蓄場所）

第2条 甲は、次に掲げる乙の施設（以下「使用施設」という。）内の備蓄場所に災害時の避難に必要な物資を備蓄するものとする。

施設名称 美浜合同宿舎

所在地 美浜町大字吉原字尾ノ上98-2

所有者 国（財務省近畿財務局和歌山財務事務所）

構造等 鉄筋コンクリート造4階建

建築年 2号棟：平成4年、3号棟：平成4年

備蓄場所 2号棟：401号室、402号室、404号室

3号棟：401号室、402号室

（使用用途）

第3条 この協定による備蓄場所の使用用途は、災害時の避難に必要な物資の備蓄に限る。

2 使用施設内に備蓄する災害時の避難に必要な物資は、別表記載のとおりとする。

（利用の通知）

第4条 甲は、備蓄している物資の管理に伴い使用施設に立ち入る際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知しなければならない。

2 甲は、備蓄している物資の状況に変更が生じた場合には、乙に対して通知しなければならない。

（費用負担）

第5条 備蓄場所の使用料は無料とする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、備蓄している物資の盗難、破損等に対する責任は一切負わないものとする。

2 甲は、備蓄している物資が原因で使用施設やその居住者の所有物等に破損等の損害が発生した場合には、その賠償をしなければならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(物資の備蓄の終了)

第8条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙に対し終了届を提出することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

2 乙は、使用施設の用途廃止、増改築等何らかの事情により備蓄場所の使用が不可能となるときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ甲に通知することにより、この協定を終了させることができる。

(原状回復)

第9条 前2条の規定により、本協定が終了した場合には、甲は自己の負担で乙の指定する期日までに備蓄場所を原状に回復して返還しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月28日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-2718
美浜町長 森下 誠 史



乙 和歌山県和歌山市今福1丁目3番35号
和歌山財務事務所長 三好 雅 幸



第3条第2項 別紙

災害時の避難に必要な備蓄物資一覧

号棟	居室番号	品目	数量
2	401	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
2	402	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
2	404	抗菌レザー調スリッパ ブルー	40足
		採集コンテナ平底 オレンジ	1個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
3	401	抗菌レザー調スリッパ ブルー	60足
		採集コンテナ平底 オレンジ	2個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台
3	402	抗菌レザー調スリッパ ブルー	60足
		採集コンテナ平底 オレンジ	2個
		FM-AM2バンドレシーバー	1台



災害時における緊急避難施設に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と御坊日高老人福祉施設事務組合（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	養護老人ホームときわ寮
所在地	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 180
構造・階数	R C 造 3 階建
外階段の有無	有
夜間・休日の体制	有（夜間 夜勤者 2 名）
緊急避難場所の面積	385.24㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	町内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	町内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

(費用負担等)

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

2 避難に必要な経費が発生した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成29年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する

平成28年12月20日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138
美浜町長 森下 誠史



乙 和歌山県日高郡美浜町和田1138
御坊日高老人福祉施設事務組合
管理者 森下 誠史



災害時における緊急避難施設に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構和歌山病院（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	和歌山病院 病棟
所在地	日高郡美浜町和田1138
構造・階数	RC造 5階建
外階段の有無	有（4カ所）
夜間・休日の体制	有
緊急避難場所の面積	約3,200㎡（5階及びR階）

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	町内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	町内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

(費用負担等)

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

2 避難に必要な経費が発生した場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成29年3月31日までとし、乙が文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する

平成29年 2月13日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

美浜町長 森下 誠史



乙 和歌山県日高郡美浜町和田 1138

独立行政法人国立病院機構
和歌山病院 院長 南方



津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と財務省近畿財務局和歌山財務事務所（以下「乙」という。）は、平成28年6月21日付で締結した「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」について、次のとおり更新する。

（目的）

第1条 この協定は、美浜町内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	美浜合同宿舎2号棟
所在地	美浜町大字吉原字尾ノ上98-2
所有者	財務省
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建
建築年	平成4年

施設名称	美浜合同宿舎3号棟
所在地	美浜町大字吉原字尾ノ上98-2
所有者	財務省
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建
建築年	平成4年

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難施設として使用するものとする。

施設名称	美浜合同宿舎2号棟
避難場所	3階以上共用部（階段踊り場）約14㎡ 4階居室4部屋 約152㎡
収容人数	約166名（1㎡1名で計算）
避難経路	施設北側屋内階段
入口	施設北側屋内階段入口

施設名称	美浜合同宿舎3号棟
避難場所	3階以上共用部（階段踊り場）約7㎡ 4階居室2部屋 約110㎡
収容人数	約117名（1㎡1名で計算）
避難経路	施設北側屋内階段
入口	施設北側屋内階段入口

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。

ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の下記の費用については、甲が負担するものとする。

- ①施設の破損に係る復旧費用
- ②光熱水量

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月26日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長 森下誠史



乙 和歌山県和歌山市今福1丁目3番35号

和歌山財務事務所所長 三好雅幸



災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）とくに葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、町全域において、地震津波等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、美浜町地域防災計画に基づき、遺体を適切に処理するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙のその他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料等確保への協力）

第4条 甲は、災害時等の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、乙の会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制の整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別紙「実施細目」で定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年 9月27日

甲 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138-278

美浜町長 森下 誠史



乙 和歌山県有田郡有田川町野田187

きのくに葬祭事業協同組合

理事長 上野山 栄作



御坊・美浜エリア

和歌山県日高郡美浜町田井272番地1

有限会社 メモリアル ウエスト

代表取締役 岩中 豊泰





災害時における緊急避難施設に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と大川 孝子（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	コーポ美浜
所在地	和歌山県日高郡美浜町大字田井字東畑 432-6, 435、440-2
構造・階数	鉄筋コンクリート 4階
外階段の有無	有
夜間・休日の体制	
緊急避難場所の面積	階段等（3階以上）：約41.64㎡ 廊下（3階以上）：約96.48㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	町内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	町内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

(費用負担等)

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成31年3月31日までとし、乙から文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する

平成30年4月24日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

美浜町長 森下 誠史



乙 和歌山県御坊市蘭 681-1

大川 孝子

孝子





災害時における緊急避難施設に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と株式会社プラス及び株式会社 ^{オ-} エンターテイメント（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難施設の使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、地域住民等が緊急に避難しなければならない場合に、乙が所有する施設を緊急避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定めたものとする。

（緊急避難施設の名称等）

第2条 乙が所有する避難施設の名称等は、次のとおりとする。

施設の名称	WAY書店TSUTAYA美浜店
所在地	和歌山県日高郡美浜町田井 字東畑426-2
外階段の有無	有
緊急避難場所の面積	屋上：932㎡ (駐車場スペース387.5㎡を含む) 避難可能面積：544.5㎡

（使用条件）

第3条 甲は、避難施設に地域住民等が避難した際、必要な用具等を使用又は設置する場合は、乙の了解を得なければならない。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、避難施設を避難以外の目的で使用してはならない。

（使用期間）

第5条 避難施設の使用期間は、次のとおりとする。

	津波時	大規模な水害時	その他災害時
使用開始	町内に津波が発生又は発生する恐れがあるときから	町内に水害が発生又は発生する恐れがあるときから	甲、乙協議の上、別途使用開始から使用終了までの期間を定める。
使用終了	避難施設周辺において浸水の恐れが無くなり、地上を安全に歩行できるまで		

(費用負担等)

第6条 避難施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第7条 甲は、地域住民等が使用した際における避難施設の破損について甲の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、甲が負担する。

2 ただし、災害により見られる避難施設の破損については、乙の責任において原状に回復し、その際の必要な費用については、乙が負担する。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、避難施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等については、責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は、協定締結日から平成31年3月31日までとし、乙から文書をもって協定終了の申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関する疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議をして定めるものとする。

2 この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、甲乙1通ずつ保有する

平成30年6月15日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田 1138-278

美浜町長 森下 誠



乙 和歌山県田辺市宝来町 17-12

株式会社 プラス

代表取締役 野田 正史



大阪府中央区西心斎橋2丁目2番3号

株式会社 オール・エンターテインメント

代表取締役 藤田 和宏



災害時における一時避難所等施設利用に関する協定書

美浜町(以下「甲」という。)と有限会社メモリアルウエスト(以下「乙」という。)は、甲に被害を及ぼす地震及びその他による大規模災害(以下「災害」という。)発生時において、避難場所及び一時避難所(以下「避難所等」という。)としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(本協定の目的)

第1条 この協定は、災害時において、乙の所有する建物(和歌山県日高郡美浜町大字田井272番地1)の施設及び設備の一部(以下「乙施設及び設備」という。)を、甲が避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の利用承諾及び周知)

第2条 乙は、災害時に避難所等として利用できる乙施設及び設備について、近隣滞在者及び避難者等の受け入れを承諾したものとし、甲は、乙の避難所等を有効的に利用するため、平時より住民への周知など必要な措置を講じるものとする。

(避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、周辺の住民等が被害を受けた場合、その被害状況に応じて乙施設及び設備を避難所等として開設することができる。

開設する避難所:① 和歌山県日高郡美浜町大字田井272番地1
メモリアルウエスト本館・別館

(開設の手続き)

第4条 災害が発生した際には、甲乙で連絡を交わし、速やかに避難所等の開設に努めるものとする。

(開設後の避難所等の管理)

第5条 避難所等の管理運営は、ボランティアの範囲で乙が主導し、可能な範囲で受け入れ対応を行うものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用については、都度甲乙協議の上決定する。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各項目の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 8月 6日

甲 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地 278

美浜町長 藪内 美和子 印



乙 和歌山県日高郡美浜町大字田井272番地 1

有限会社メモリアルウエスト

取締役社長 岩中 豊泰



大規模災害時における一般廃棄物収集運搬及び 仮設トイレ設置に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、美浜町において地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、美浜町災害対策本部が設置された場合（以下「大規模災害時」という。）における一般廃棄物の収集運搬及び仮設トイレの設置に関し、美浜町（以下「甲」という。）、日高環境衛生協同組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人和歌山県清掃連合会（以下「丙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(業務)

第2条 この協定により大規模災害時において甲が乙に協力を要請する業務（以下「業務」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業
- (2) 仮設トイレの設置
- (3) その他甲が必要と認める災害応急作業

(協力の要請)

第3条 甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の規定による甲の乙への要請は、丙に対してもなされたものとみなす。

(要請手続)

第4条 前条に規定する要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙及び丙は、甲から第3条の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り協力するものとし、実施可能な範囲において直ちに業務の実施体制等を組織し、当該業務を実施するものとする。

2 前項の規定により乙及び丙が業務を実施するときは、甲に受諾書（様式第2号）を提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、文書の提出が困難な場合は、口頭で通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(実施の報告)

第6条 業務が完了したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書(様式第3号)により甲に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書をもって報告することが困難な場合は、口頭で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により乙及び丙が業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとし、その額等は、当該災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙及び丙で協議の上決定するものとする。

(災害補償及び損害賠償)

第8条 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

2 この協定に基づいて乙及び丙が実施する業務に従事した者が、本業務において、甲の責に帰さない事由により第三者に損害を与えたときは、業務従事者の使用者の責任においてその損害を補償するものとする。

(情報提供)

第9条 乙及び丙は、業務において入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙及び丙は、業務において知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する窓口は、甲においては美浜町防災企画課、乙及び丙においては日高環境衛生協同組合とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年12月 3日

(甲) 美浜町大字和田1138番地278
美浜町長 籾内 美和子



(乙) 御坊市藤田町吉田328番地1
日高環境衛生協同組合
理事長 山本 弘幸



(丙) 和歌山市南大工町26番地環境会館3階
一般社団法人和歌山県清掃連合会
会長 村英夫



災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と和歌山弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、美浜町内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等に対する法律相談その他の支援活動を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法律相談会の実施）

第2条 甲は、災害発生時において、必要があると判断したときは、被災者等に対する法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する。

2 乙から甲に対して相談会開催の要請があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。

3 前2項いずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（相談会の場所の確保及び広報）

第3条 甲は、相談会を開催する場合、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

（従事者の派遣）

第4条 甲は、相談会を開催する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士（以下「従事者」という。）の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに従事者を選定し、相談会に派遣するものとする。

（経費負担）

第5条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会開催にあたり乙の会員の活動に要する経費その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、甲乙協議の上決定する。

（相談会の結果報告）

第6条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないものとする。

（災害ADRの実施）

第7条 乙は、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく民事紛争解決手続（以下「災害ADR」という。）を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

(災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力)

第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(県との連絡調整)

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

(平時における連携)

第10条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備えるため、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対して文書による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議解決)

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月16日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長

藪内美和



乙 和歌山県和歌山市四番丁5番地

和歌山弁護士会

会長

廣谷行敏





災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

美浜町(以下「甲」という。)と株式会社キナン御坊営業所(以下「乙」という。)は、地震等の災害時におけるレンタル機材の供給に関して、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、美浜町内において地震災害、風水害等の災害発生時、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、乙が保有するバックホー、トラック(クレーン付)、油圧ブレーカー、その他のレンタル機材(以下「機材」という。)を甲に提供することについて定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において被害の拡大が予想されると認めるときは、乙に対し、乙の保有する供給が可能な機材の提供等を要請することができる。

2 乙は、前項の協力に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、機材提供要請書(別紙)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することが出来るものとし、後日速やかに機材提供要請書を乙に提出するものとする。

(機材の運搬、引渡し)

第4条 レンタル機材の引渡し場所、運搬経路は、甲、乙協議の上決定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定するものが行う事とする。

2 乙は、機材の運搬に当たり、道路の不通等により、提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

3 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、機材を確認のうえ引き取るものとする。

4 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることが出来る。

(費用の負担)

第5条 甲は、機材の提供及び運搬に必要な費用を負担するものとし、その額は、乙

が通常賃貸している価格により算出した額とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年3月9日

甲

和歌山県日高郡美浜町大字和田1138の278

美浜町長 藪内美和子



乙

和歌山県御坊市野口513-1

株式会社 平野

御坊営業所

所長 角 晃





災害時における復旧活動の応援協力に係わる覚書

美浜町(以下「甲」という。)と株式会社キナン御坊営業所(以下「乙」という。)は、地震、風水害、その他による災害の発生時において、公共施設の早期復旧を目指すため、応援協力に係わる覚書を交わし、その活動に一層の充実が図れるよう、友愛的な精神に基づき協力的な体制を築くものとする。

具体的には、大規模な災害が発生した場合における応援協力を迅速かつ円滑に遂行するため、甲が行う応急復旧活動について、甲と乙が全面的に協力するものとする。

また、甲及び乙はその締結後、あらかじめ応援協力のための連絡体制を整え、災害が発生した時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

この覚書の有効期限は、覚書締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出が無い場合は、協定期間を1年延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

この覚書成立を証するため、本書を2通作成し、記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和2年3月9日

甲

和歌山県日高郡美浜町大字和田1138の278

美浜町長 藪内美和子



乙

和歌山県御坊市野口5-13-1

株式会社 

御坊営業所

所長 角 



災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と紀南段ボール株式会社（以下「乙」という。）及び、Jパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）を作成し、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 暖段まじきり（段ボール製間仕切り）
- (4) その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙はできる限り暖段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）を作成し、甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙及び丙は、納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。



(経費の支払)

第7条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年9月17日

(甲) 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地278

美浜町長 簗内 美和子



(乙) 和歌山県田辺市秋津町185番地

紀南段ボール株式会社

代表取締役 江川 信也



(丙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号

Jパックス株式会社

代表取締役 水谷 嘉浩



災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）とオカジ紙業株式会社（以下「乙」という。）は災害発生時における段ボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は美浜町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、文書により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は前項の要請があったときは、速やかに物資を供給するよう努めるものとする。ただし、乙の被災などの理由により物資の供給ができない場合は平成29年2月9日 和歌山県と西日本ダンボール工業組合が締結した「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」の枠組みにより物資が甲に供給されるよう、甲と西日本ダンボール工業組合の仲介をおこなう。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次にあげるものとする。

- (1) 段ボール製ベッド
- (2) 段ボール製パーテーション
- (3) 段ボールシート
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引き渡し）

第4条 乙は甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙は納品した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は災害時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 乙は前項の経費等を集計し、算出根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

3 甲は前項の規定による支払い請求書を受領したときは、30日以内に支払うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定の定める事項の円滑な実施を図る為、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うこととする。

2 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、乙の生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等についての理解を深めるよう努めるものとする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲及び乙がすでに締結されている協定及び個別に締結する災害等の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年12月21日

甲 和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地278

美浜町長

籾内 美和子



乙 和歌山県海南市山崎町3丁目1番地ノ10

オカジ紙業株式会社

代表取締役社長

大岡 久起





災害時における救援物資の供給に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美浜町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資とは、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設住宅、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に物資の要請をするときは、救援物資供給要請書（様式第1号）を作成し、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬、設置については、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。



(費用の負担等)

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。但し、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月15日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138番地278
美浜町長 籾内美和子



乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長
執行役員 福本武志





災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

令和3年 8 月 26 日



美 浜 町

有限会社 ワコー産業

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と有限会社ワコー産業（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美浜町内における災害に伴い発生した災害廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するための必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害被害を生ずるものをいう。

（2）災害廃棄物

災害により、倒壊し、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、瓦、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、等これらの災害に伴い緊急に処理をする必要が生じた廃棄物をいう。

（3）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分及びこれらに関連する事項をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲が実施する災害廃棄物の処理に関し、必要があるときは乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等文書による要請が困難な場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

（1）地域

（2）協力内容

（3）その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、要請内容に基づき必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理に関する協力を行うものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、被災状況及び復旧状況等必要な情報を、乙に提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な処理業者の状況を甲へ報告する。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

(1) 地域

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として甲が負担する。

2 前項の費用の額については、甲と乙が協議の上決定する。

(損害補償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき、災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

(1) 甲は、美浜町役場 住民課

(2) 乙は、有限会社ワコー産業 環境事業部

(状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、収集運搬車両その他必要な資機材の確保可能数等を、3年ごとに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(他の被災市町村への応援)

第11条 甲が、災害廃棄物の処理に関し、被災した他の市町村から協力要請があるときは、この協定に準じて乙に協力を要請するものとする。この場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項その他必要な事項は、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、令和3年8月26日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和3年8月26日

(甲) 日高郡美浜町和田 1138 番地 278

美浜町長

数内美和子



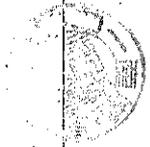
(乙) 日高郡印南町大字美里 52 番地

有限会社ワコー産業

代表取締役

山本雅弘





覚 書

美浜町役場（以下「甲」という。）と有限会社ワコー産業（以下「乙」という。）とは、令和 3年 8 月 26日に甲と乙との間で締結した災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、乙が実施する災害廃棄物の処理等の実施について、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書において使用する用語は、協定において使用する用語の例による。
- 2 この覚書の業務に関する連絡窓口は、次のとおりとする。
 - (1) 甲は、美浜町役場 住民課
 - (2) 乙は、有限会社ワコー産業 環境事業部
- 3 災害廃棄物は一般廃棄物として処理する必要があることから、次のとおり確認する。
 - (1) 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第 2 条及び第 2 条の 3 の規定により、一般廃棄物処理業の許可を有しない乙に災害廃棄物の処理を委託することができる。
 - (2) 甲は、法施行令第 4 条の規定により、乙の処分場所が甲の区域以外の市町村にある場合、当該処分場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、必要な事項を通知（別記様式 1）するものとする。
- 4 協定第 4 条に基づく災害廃棄物の処理等の実施について、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。
 - (1) 甲は、災害廃棄物の処理のために使用する車両等が識別できるよう、災害車両証明書（別記様式 2）を乙に配布するものとする。
 - (2) 甲は、甲が指定する災害廃棄物の仮置場及び集積場を適切に管理し、乙は甲の指示に従い、これに協力するものとする。
 - (3) 災害廃棄物の仮置場及び集積場への搬入については、甲が交付した罹災証明書の原本を所持した者に限るものとする。
- 5 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、美浜町内の被災状況及び復旧状況等必要な情報を乙に提供し、乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な処理業者の状況を甲に報告するものとする。
- 6 甲は、乙との間で、災害廃棄物の処理等に関する委託契約を締結するものとする。
- 7 乙の災害廃棄物の処理については、適正処理の確保及び処理実績の確認のためマニフェスト等を活用し、乙は取りまとめられた実績等を集約し、甲に報告するものとする。
- 8 協定第 7 条第 2 項に定める費用の額は、甲の積算方法によることを基本とする。

9 甲は、乙との連携を図るため、災害対策会議等への参加を乙に要請することができるものとする。

10 乙は、業務の経験を活かし、災害廃棄物の処理等に関する提案又は助言をするものとする。

11 この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 3年 8 月 26 日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田138番地278

美浜町長 籾内 美和子



乙 和歌山県日高郡印南町美里52番地

有限会社ワコー産業

代表取締役 山本 雅弘



(別記様式1)

令和 3年 月 日

美浜町長 籾内 美和子 様

美浜町区域内廃棄物の処理業者への災害（一般）廃棄物の処理委託について（通知）

災害により発生した災害廃棄物について、日高郡区域内にある廃棄物処理業者に処理委託を行いたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 処分の場所の所在地
和歌山県日高郡印南町美里 52 番地
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては代表者の氏名）
和歌山県日高郡印南町美里 52 番地
有限会社ワコー産業
代表取締役 山本 雅弘
- 3 処分に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分の方法
種 類：木くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、等
数 量：
処分方法：破碎、選別、等
- 4 処分を開始する年月日

令和 3年 月 日から開始

(別記様式2)

災害車両証明書	
発行番号	〇〇市(町・村) 号
通行年月日	令和 年 月 日
道路名 及び区間	道路名: 〇〇自動車道 区 間: 〇〇 ⇄ △△
乗車責任者の 所属、氏名	
車両登録番号	
備 考	料金所では一般レーンをご利用ください。
<p>この車両は、〇〇に伴う災害派遣等従事車両であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日 〇〇市(町・村)長 〇〇 △△ 印</p>	

- (注) ・発行番号は一連番号をいいます。
・本証明書のサイズは「タテ14cm×ヨコ10cm」とし、
A5判用紙にて発行してください。



災害時等における燃料供給等に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と（株）旭商会（以下「乙」という。）とは、災害時等における燃料供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美浜町内で災害が発生した場合又は発生するおそれが生じた場合（以下「災害時等」という。）において、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るため、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時等において、甲の指定する施設・車両等のうち特に必要であると認めるときは、乙に対し、燃料等の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に燃料等の供給を要請する場合は、文書をもって行うものとするが、文書をもって要請することができないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲から燃料等の供給の要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給に努めるものとする。

4 乙は、甲に燃料等を納品した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（燃料等の種類）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する燃料等は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で優先供給に努めるものとする。



（費用の負担）

第4条 第2条の要請を受けて供給される燃料等の対価及び運搬の費用については、供給を受けた者が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び運搬の費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の請求及び支払い）

第5条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。



(協力体制の整備)

第6条 甲及び乙は、災害時等における円滑な協力体制を整備するため、平時より必要に応じて、相互の防災対策の整備状況等について、情報の交換等を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日前3ヶ月前の間に甲乙いずれからも特段の申出がないときは、有効期間の日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月15日

甲 日高郡美浜町和田 1138 番地 278

美浜町長 籾内 美和子



乙 和歌山県御坊市名屋町 3-6-11

株式会社 旭商会
代表取締役 森本 弘之





災害時における救援物資の供給に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）とシバタ工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美浜町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

- （1）長靴
- （2）止水用シート
- （3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲が乙に物資の要請をするときは、物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は前条の規定による要請があったときは、可能な範囲において物資の供給に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに物資の納品報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（価格の決定）



第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、供給時の標準価格を基準として甲、乙協議して定める。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して

決定する。

(代金の請求及び支払い)

第7条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年12月16日

甲 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地 278

美浜町長 籾内 美和子



乙 兵庫県明石市魚住町中尾 1058 番地

シバタ工業株式会社

代表取締役社長 柴田 充喜



災害に係る情報発信等に関する協定書

美浜町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、美浜町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、美浜町が美浜町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ美浜町の行政機能の低下を軽減させるため、美浜町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、美浜町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、美浜町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、美浜町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 美浜町が、美浜町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 美浜町が、美浜町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 美浜町が、災害発生時の美浜町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 美浜町が、美浜町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 美浜町が、美浜町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 美浜町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、美浜町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく美浜町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

のとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、美浜町から提供を受ける情報について、美浜町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、美浜町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、美浜町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、美浜町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年12月21日

美浜町：和歌山県日高郡美浜町和田1138番地278

美浜町長 簗内美和



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊健太郎





災害時における福祉避難所に関する協定

美浜町（以下「甲」という。）と医療法人 はしもと（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美浜町内で地震、津波、台風、洪水等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲乙協力して、要配慮者に福祉避難所を確保し、災害応急対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定において「要配慮者」とは、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等の通常の避難所では共同生活が困難で、何らかの特別な配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

3 この協定において「福祉避難所」とは、要配慮者に配慮した避難所をいう。

（使用施設）

第3条 乙は、次の施設を福祉避難所として、要配慮者を受け入れるものとする。

施設名	老人保健施設プラトン
所在地	美浜町田井402-1
構造・階数	東側：鉄骨造 2階建(増築部) 西側：鉄骨造 3階建
外階段の有無	有
避難場所の面積	東側：1,395.39㎡(増築部) 西側：2,273.41㎡

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があった場合は、次の事項について協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は、乙の業務に支障を来たさない範囲とする。

- (1) 要配慮者への福祉避難所の提供
- (2) その他乙が提供可能な協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は、可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（協力要請方法等）

第5条 福祉避難所の協力についての要請、回答及び報告は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、その後、



速やかに書面を提出するものとする。

- 2 甲は、開設中の福祉避難所を使用している要配慮者（以下「使用者」という。）の退所時には、書面をもって乙に退所の旨を報告するものとする。

（物資等の確保）

第6条 甲は、必要に応じて福祉避難所で使用する日常生活用品、食料品、医薬品等の物資の確保に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう保健師、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（担当職員の派遣）

第7条 甲は、乙の協力により開設した福祉避難所に担当職員を派遣し、甲、乙及び要配慮者との連絡調整に当たるものとする。

（協力期間等）

第8条 乙が協力する期間については、災害が起った時から通常の避難所が閉鎖されるまでの間とする。ただし、通常の避難所が閉鎖された後も福祉避難所の設置を必要とする場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に書面をもってその旨を届け出るものとする。

（原形復旧義務）

第9条 この協定に基づいて福祉避難所として提供した部屋等が、使用者の責任において毀損等の損害を与えた場合は、使用者が原形復旧しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、甲乙が協議し、原形復旧するものとする。

（費用の負担）

第10条 甲の要請により乙が協力し、開設した福祉避難所の管理運営に要する費用は、甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要配慮者の秘密を外部に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては美浜町役場防災まちづくりみらい課長、乙においては老人保健施設プラトン施設長とする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の3か月前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による何らかの申出がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する

ものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月7日

甲 美浜町和田1138-278

美浜町長 藪内 美和子



乙 美浜町田井400-1

医療法人 はしもと
理事長 橋本 修身





災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ関西支店御坊営業所（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、他に優先し物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、レンタル機材の調達が必要となった場合は、文書をもって乙にその供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

(1)要請の理由

(2)必要とする物品の名称及びその数量

(3)物品を供給する場所及び期間

(4)その他必要な事項

（供給物資）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災まちづくりみらい課課長とする。乙においては㈱アクティオ関西支店御坊営業所所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相互に連絡を行うものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するのとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。



(費用の負担)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練への参加依頼については、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月25日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長

美和子



乙 和歌山県御坊市名屋町3-1-6

株式会社アクティオ関西支店

御坊営業所

所長

福田和彦



災害時における飲料水の供給に関する協定書

美浜町（以下「甲」という。）と株式会社アクオス（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が避難所その他甲が必要と認める施設（以下「避難所等」という。）へ飲料水を供給することにより、被災者等の避難生活の負担軽減及び生活の早期安定に寄与するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に飲料水を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要量、日時、輸送場所等を明示し、協力を要請するものとする。
2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、飲料水の供給に努めるものとする。

2 甲の要請に基づき、乙が行う作業は、次のとおりとする。

（1）避難所等へのウォーターサーバー及びウォーターボトル等の輸送並びに設置。

（協力活動の報告）

第4条 乙は、前条第2項に規定する作業を実施したときは、当該作業の終了後速やかに甲に活動報告をするものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、その時の状況により電話等による報告も可とし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙が甲に供給する飲料水の費用及び輸送、設置、処理に係る費用は、災害発生直前の価格を基準に乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第6条 甲と乙は、連絡調整を円滑に実施するため、甲乙双方の窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月21日

甲 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町長 簗内 美和子



乙 堺市北区花田町3丁37-14

株式会社アクオス
代表取締役 吉本 加津博



[Ⅲ 防災関係組織・体制、連絡先等]

Ⅲ－1 配備体制

① 風水害時の配備体制

区分	配備体制	動員職員	配備基準
災害警戒本部	警戒体制 I	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長（災害担当長） ・防災まちづくりみらい課長（本部調整班） ・住民課長（避難所班） ・子育て健康推進課長（避難所感染症対策班） ・農林水産建設課長（土木建築班） ・上下水道課長（上下水道班） ・防災まちづくりみらい課職員（災害担当課職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ①気象警報が発令されたとき ②台風が本町に接近するおそれがあり、厳重な警戒を要するとき ③その他副町長が必要と認めたとき
	警戒体制 II	警戒体制 I + 主幹・課長以上の職員、教育長	<ul style="list-style-type: none"> ①災害担当課長が招集の必要があると判断したとき ②水防配備体制 1 号が発令されたとき ③本町が台風の暴風域内に入る恐れがあり、厳重な警戒を要するとき ④西川の水位が氾濫注意水位（尾上橋 2.5m）に達した場合、又、総雨量が 80 mm に達し、今後とも継続的に降雨が予想されるとき ⑤その他副町長が必要と認めたとき
	1 号配備	警戒体制 I + 主査・課長補佐以上の職員	<ul style="list-style-type: none"> ①各担当課長が招集の必要があると判断したとき ②本町が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が起こるおそれがあると認められたとき ③水防配備体制 2 号が発令されたとき ④その他副町長が必要と認めたとき
	2 号配備	警戒体制 I + 係長以上の職員	<ul style="list-style-type: none"> ①各担当課長が招集の必要があると判断したとき ②大規模な災害発生の危険が大きいとき ③災害が発生し、被害の拡大の危険があるとき ④その他副町長が必要と認めたとき
	3 号配備	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ①各担当課長が招集の必要があると判断したとき ②大規模な災害が発生したとき ③災害救助法の適用を必要とする災害が発生するおそれがあるとき ④その他町長が必要と認めたとき

② 地震・津波時の配備体制

区分	配備体制	動員職員	配備基準
災害警戒本部	警戒体制 I	<ul style="list-style-type: none"> ・副町長（災害担当長） ・防災まちづくりみらい課長（本部調整班） ・住民課長（避難所班） ・子育て健康推進課長（避難所感染症対策班） ・農林水産建設課長（土木建築班） ・上下水道課長（上下水道班） ・防災まちづくりみらい課職員（災害担当課職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ①美浜町において、震度 4 以上の地震が発生した場合 ②その他副町長が必要と認めるとき
	警戒体制 II	警戒体制 I + 主幹・課長以上の職員、教育長	<ul style="list-style-type: none"> ①各担当課長が招集の必要があると判断したとき ②美浜町において震度 5 弱以上の地震が発生した場合 ③和歌山県沿岸に「津波注意報」が発表された場合 ④その他副町長が必要と認めるとき
	1号配備	警戒体制 I + 主査・課長補佐以上の職員	<ul style="list-style-type: none"> ④その他副町長が必要と認めるとき
	2号配備	警戒体制 I + 係長以上の職員	<ul style="list-style-type: none"> ①各担当課長が招集の必要があると判断したとき ②美浜町において震度 5 弱以上の地震が発生した場合 ③和歌山県沿岸に津波警報、大津波警報が発表された場合 ④東海地震の警戒宣言が発令されたとき ⑤その他町長が必要と認めるとき
	3号配備	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ⑤その他町長が必要と認めるとき

Ⅲ－２ 防災関係機関連絡窓口

① 県関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2271 (防) 7-300-404	073-422-7652 (防) 7-300-499
日高振興局 地域振興部 総務県民課	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2905 (防) 7-350-400	0738-24-2906 (防) 7-350-499
日高振興局 建設部 総務調整課	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2945 (防) 7-350-402	0738-24-2920 (防) 7-350-497
日高振興局 健康福祉部 (御坊保健所)	御坊市湯川町財部 859-2	0738-22-3481 (防) 351-401	0738-22-8751 (防) 351-499
和歌山県防災航空センター	西牟婁郡白浜町 3031-56	0739-45-8211 (防) 7-364-400	0739-45-8213 (防) 7-364-499

(防)は県防災電話番号

② 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
日高広域消防事務組合 消防本部	日高郡日高町萩原 930-1	0738-63-1119 (防) 7-2525-500	0738-63-3498 (防) 7-2525-599
御坊警察署	御坊市湯川町財部 237-1	0738-23-0110	0738-23-2272
第五管区海上保安本部 田辺海上保安部	田辺市文里 1 丁目 11-9	0739-22-2000	0739-22-9670
和歌山地方気象台	和歌山市男野芝丁 4	073-422-5348	073-432-4637
御坊郵便局	御坊市藪 301-5	0738-22-0050	0738-22-6940
近畿地方整備局和歌山河川国道事 務所、紀南河川国道事務所	田辺市中万呂 142	0739-22-4564	0739-25-5518
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	和歌山市湊薬種畑の坪 1334	073-422-8186	073-435-2089
御坊労働基準監督署	御坊市湯川町財部 1132	0738-22-3571	0738-22-3707
近畿農政局 和歌山農政事務所 地域課	御坊市藤田町吉田 273-3	0738-22-3525	0738-23-4945

(防)は県防災電話番号

③ 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	大阪府和泉市伯太町官有地	0725-41-0090 (防) 7-392-400	0725-41-0090 (防) 7-392-499
陸上自衛隊第 304 水際障害中隊	日高郡美浜町和田 1138	0738-22-2501	0728-22-2501

(防)は県防災電話番号

④指定公共機関及び指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
西日本旅客鉄道(株) 和歌山支社御坊駅	御坊市湯川町小松原 417-2	0738-22-0395	0738-24-1708
西日本電信電話(株) 和歌山支店	和歌山市宇須 1-5-41	073-421-9180	073-425-0311
日本通運(株)中紀営業支店 御坊営業センター	御坊市湯川町丸山 80-4	0738-23-0202	0738-23-0820
関西電力送配株式会社	和歌山市岡山丁 40	073-463-0633	073-463-0619
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上 2 丁目 1-22	073-422-7141	073-422-7148
西日本高速道路(株) 関西支社 和歌山高速道路事務所	和歌山市栗西沖須 1038-2	073-472-2091	073-473-1584
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上 2 丁目 3-47	073-424-8121	073-424-8149
熊野御坊南海バス(株) 御坊支社	御坊市菌 37	0738-22-1020	0738-23-3369
近物レックス(株)御坊営業所	御坊市名屋 3 丁目 6-5	0738-22-0937	0738-23-5104
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町 3 丁目 3	073-432-7161	073-428-0785
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷 151	073-455-3211	073-453-9543
日高医師会	御坊市菌 290	0738-22-3144	0738-23-5472

⑤その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
ひだか病院	御坊市菌 116-2	0738-22-1111	0738-22-7140
独立行政法人国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田 1138	0738-22-3256	0738-23-3104
玉置循環器科	日高郡美浜町和田 1138-198	0738-22-3322	0738-22-4321
医療法人大原内科	日高郡美浜町和田 1138-104	0738-23-3300	—
龍神病院	日高郡美浜町吉原 264	0738-22-6686	0738-22-6686
医療法人平成会森本医院	日高郡美浜町田井 313-1	0738-24-3333	0738-24-3310
医療法人はしもと整形外科	日高郡美浜町田井 400-1	0738-22-0036	0738-23-2263
五木田歯科医院	日高郡美浜町吉原 890	0738-24-0221	—
養護老人ホームときわ寮	日高郡美浜町和田 1138-180	0738-22-0783	0738-24-0292
特別養護老人ホームときわ寮	日高郡美浜町三尾 9	0738-22-1251	0738-24-0291
太陽作業所	日高郡美浜町和田 1138	0738-22-4885	0738-22-4875
和歌山県立みはま支援学校	日高郡美浜町和田 1138-259	0738-23-2379	0738-22-9399
紀州農業協同組合 美浜支店	日高郡美浜町和田 1138	0738-22-2794	0738-22-9333
紀州日高漁業協同組合美浜町支所	日高郡美浜町浜ノ瀬 357 先	0738-23-0500	0738-23-3787
三尾漁業協同組合	日高郡美浜町三尾 873-5	0738-62-2201	0738-62-2241
美浜町商工会	日高郡美浜町和田 1138-278	0738-22-8193	0738-23-5109

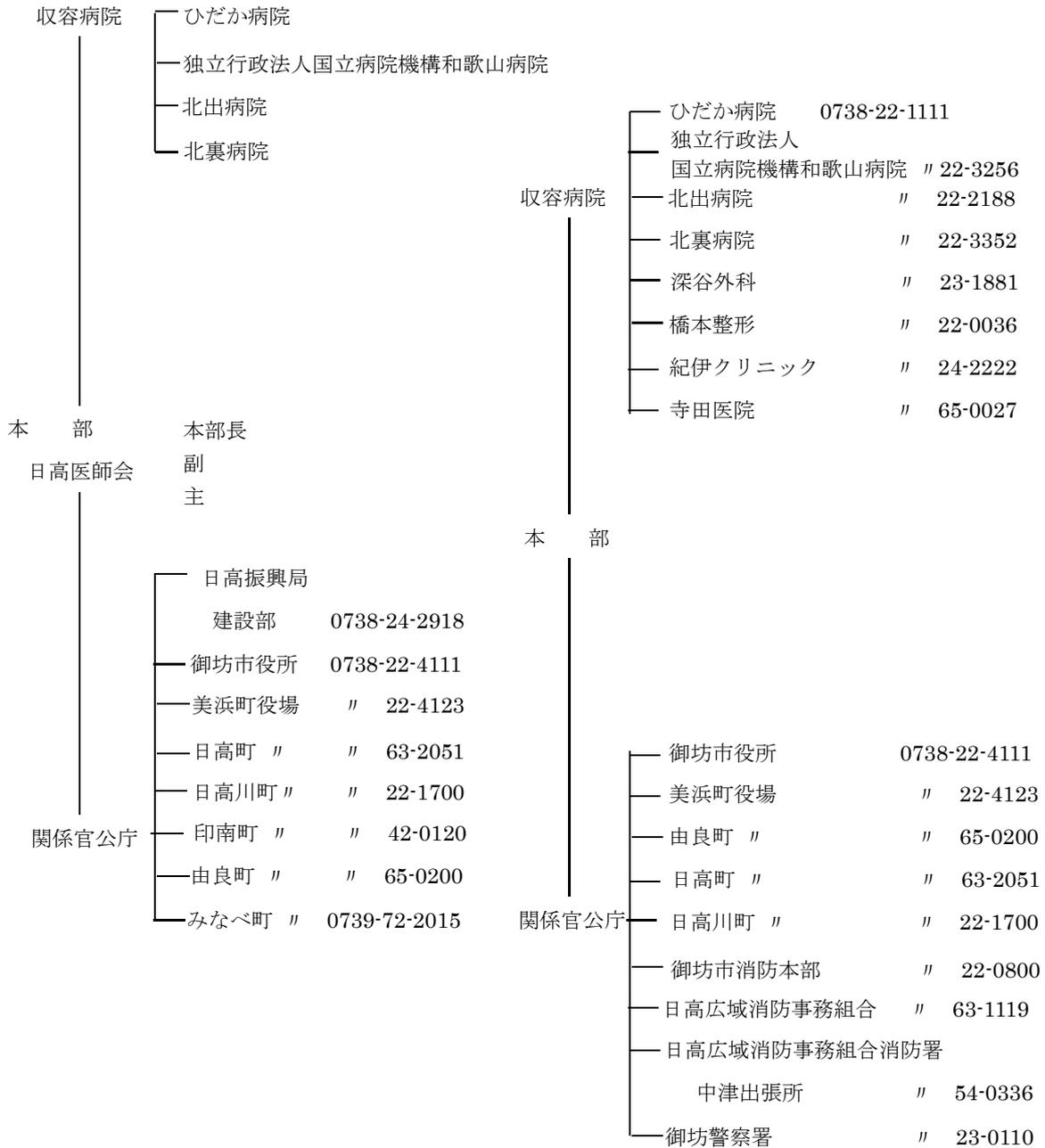
Ⅲ-3 大災害時における救急医療体制（日高医師会）

2007年9月現在

日高医師会

◎救急1号指令

◎救急2号指令 <御坊・由良地区>



[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]

IV-1 防災地区

	防災地区	自治会等
美浜町	松原	吉原 新浜 浜ノ瀬 上田井 田井畑
	和田	本ノ脇 和田西 和田西中 和田東中 和田東 入山
	三尾	三尾

IV-2 防災拠点一覧

防災拠点の種別	拠点施設等
情報通信中心拠点	町役場
医療救護中心拠点	独立行政法人国立病院機構和歌山病院
集積拠点	美浜町体育センター
食料供給拠点	美浜町地域福祉センター
ボランティア拠点	美浜町地域福祉センター

IV-3 避難所、福祉避難所、避難場所一覧 避難所一覧（風水害）

施設名称	所在地	電話番号
風速荘	三尾 475 番地	-
法善寺	三尾 382 番地	62-2022
本の脇集会場	和田 1868 番地の 4	-
畜産センター	和田 1138 番地の 26	-
和田小学校	和田 1138 番地の 176	22-1272
松洋中学校	吉原 958 番地	22-0576
中央公民館	和田 1138 番地の 177	22-7309
西中集会場	和田 1005 番地の 1	-
美浜町地域福祉センター	和田 1138 番地の 326	23-5393
松原小学校	吉原 774 番地の 5	22-0198
松原地区公民館	吉原 771 番地の 4	23-0999
新浜集会場	吉原 958-265	-
浜ノ瀬分館	浜ノ瀬 71 番地	-
浜ノ瀬住民会館	浜ノ瀬 356 番地の 55	-

避難所一覧（津波）

施設名称	所在地	電話番号
旧三尾小学校	三尾 778 番地	-
畜産センター	和田 1138 番地の 26	-
中央公民館	和田 1138 番地の 177	22-7309
和田小学校	和田 1138 番地の 176	22-1272
美浜町地域福祉センター	和田 1138 番地の 326	23-5393
入山分館	和田 2977 番地の 1	-
松洋中学校	吉原 958 番地	22-0576
松原小学校	吉原 774 番地の 5	22-0198
松原地区公民館	吉原 771 番地の 4	23-0999

福祉避難所一覧

施設名称	所在地	電話番号
和田小学校	和田 1138 番地の 176	22-1272
松洋中学校	吉原 958 番地	22-0576
松原小学校	吉原 774 番地の 5	22-0198
美浜町地域福祉センター	和田 1138 番地の 326	23-5393
老人保健施設プラトン	田井 402 番地の 1	22-9666

※避難所については、災害の規模に応じて臨時的に地区集会場を利用することもある。

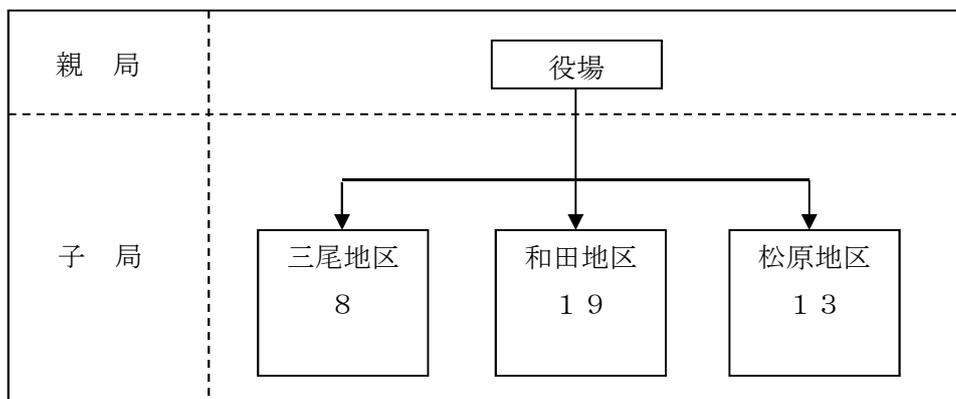
避難場所一覧

施設名称	所在地	安全レベル 風水害	安全レベル 地震・津波
三尾高台 1	美浜町三尾 224-10		☆☆☆
三尾高台 2	美浜町三尾 216-16		☆☆☆
三尾高台 3	美浜町三尾 77-1		☆☆☆
三尾高台 4	美浜町三尾 54		☆☆☆
三尾高台 5	美浜町三尾 181-58		☆☆☆
三尾高台 6	美浜町三尾 292-1		☆☆☆
三尾高台 7	美浜町三尾 334		☆☆☆
三尾高台 8	美浜町三尾 589-2		☆☆☆
三尾高台 9	美浜町三尾 1920-1		☆☆☆
三尾高台 1 0	美浜町三尾 1962		☆☆☆
三尾高台 1 1	美浜町三尾 1826		☆☆☆
三尾高台 1 2	美浜町三尾 1702-1		☆☆☆
三尾高台 1 3	美浜町三尾 1097		☆☆☆
三尾高台 1 4	美浜町三尾 1041		☆☆☆
三尾高台 1 5	美浜町三尾 1046		☆☆☆
三尾高台 1 6	美浜町三尾 772-5		☆☆☆
旧三尾小学校	美浜町三尾 778		☆☆☆
本の脇高台 1	美浜町和田 2045-9		☆☆☆
本の脇高台 2	美浜町和田 2064		☆☆☆
本の脇高台 3	美浜町和田 1802		☆☆☆
谷口川砂防ダム周辺	美浜町和田 1704		☆☆☆
上ノ池周辺	美浜町和田 1560		☆☆☆
下池付近の高台	美浜町和田 1502		☆☆☆
今池周辺	美浜町和田 1487-8		☆☆☆
美浜町役場	美浜町和田 1138-278		☆☆
和田小学校	美浜町和田 1138-176	☆☆☆	☆☆
地域福祉センター	美浜町和田 1138-326	☆☆☆	☆☆
入山高台 1	美浜町和田 3265		☆☆☆
入山高台 2	美浜町和田 2922		☆☆☆
入山高台 3	美浜町和田 3036-2		☆☆☆
入山高台 4	美浜町和田 3115		☆☆☆
入山高台 5	美浜町和田 2639		☆☆☆

入山高台 6	美浜町和田 2748		☆☆☆
入山高台 7	美浜町和田 3237		☆☆☆
入山高台 8	美浜町和田 2218		☆☆☆
三宝時周辺	美浜町和田 2957		☆☆☆
ひまわりこども園	美浜町吉原 602-1		☆☆
松洋中学校	美浜町吉原 958	☆☆☆	☆☆
松原小学校	美浜町吉原 774-5	☆☆☆	☆☆
松原地区公民館	美浜町吉原 771-4	☆☆☆	☆☆
松原高台	美浜町吉原 958		☆☆☆
浜ノ瀬避難タワー	美浜町浜ノ瀬 71		☆☆
田井畑コミュニティセンター	美浜町田井 462-4		☆
WAY 美浜店	美浜町田井 426-2		☆
ホテルグリーンヒル美浜	美浜町和田 2193		☆☆
カンフォータブルー番館	美浜町和田 2102-1		☆☆
オークワロマンシティ	御坊市湯川町財部 631-1		☆☆
Joshin 御坊店	御坊市藪 341-1		☆☆
コーポ美浜	美浜町田井 435		☆☆
独立行政法人国立病院機構和歌山病院	美浜町和田 1138		☆☆
養護老人ホームときわ寮	美浜町和田 1138		☆☆
美浜合同宿舎	美浜町吉原 98-2		☆☆
浜ノ瀬地区津波避難タワー	美浜町浜ノ瀬 24-6		☆
田井畑地区津波避難タワー	美浜町田井 462-6		☆
上田井地区高台	美浜町田井 112-1		☆☆
浜ノ瀬住民会館	美浜町浜ノ瀬 356-55	☆☆☆	
畜産センター	美浜町和田 1138-26	☆☆☆	
法善寺	美浜町三尾 382	☆☆☆	
浜ノ瀬分館	美浜町浜ノ瀬 71	☆☆☆	
中央公民館	美浜町和田 1138-177	☆☆☆	
風速荘	美浜町三尾 475	☆☆☆	

IV-4 美浜町同報系無線システム

屋外拡声方式で町内 40 カ所に受信機（拡声器）設置

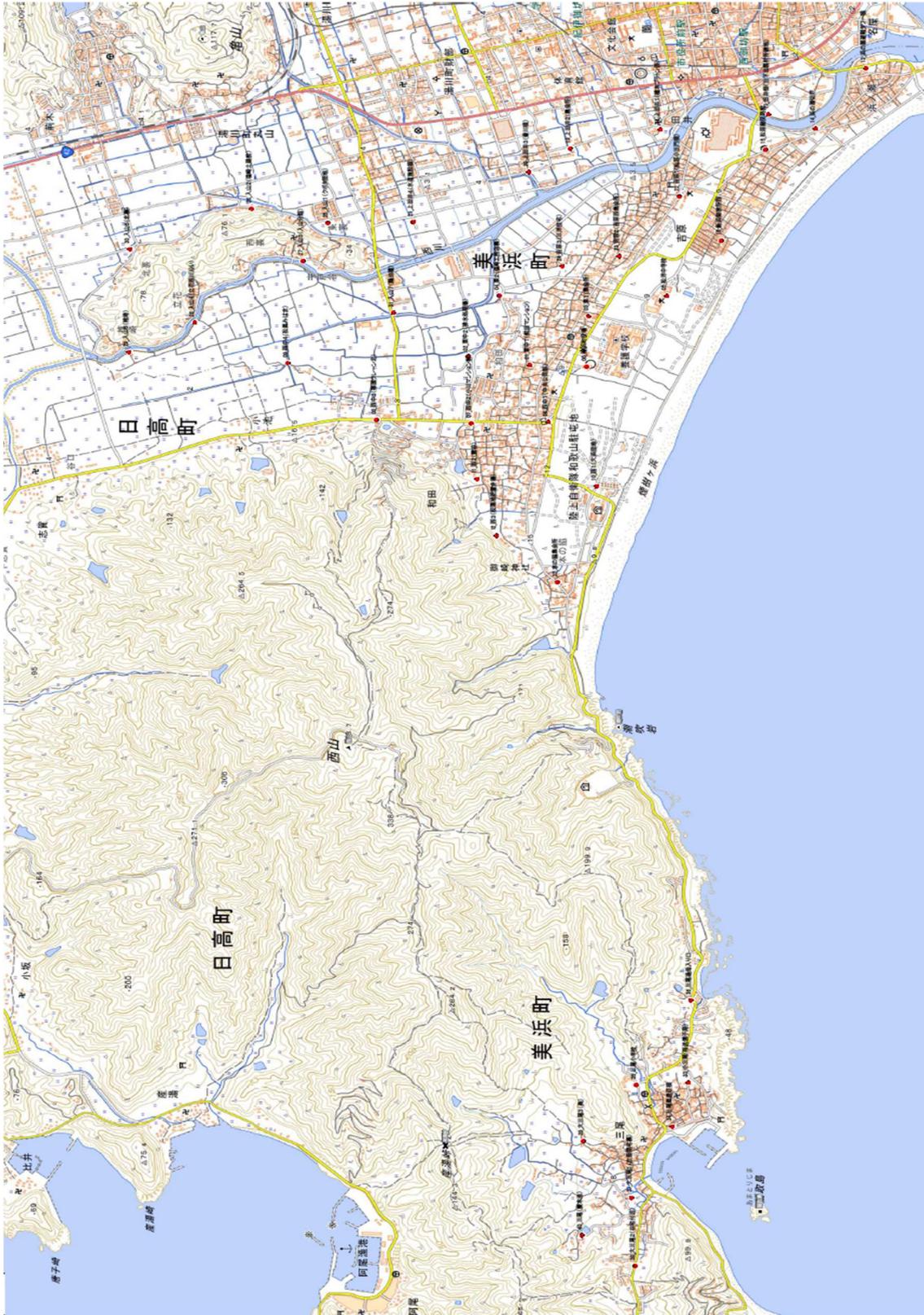


(参考) 携帯電話向けメール（エリアメール）

- ・NTT ドコモ
- ・au (KDDI)
- ・Softbank
- ・楽天モバイル

町独自で導入済み。

IV-5 同報系無線システム配置図

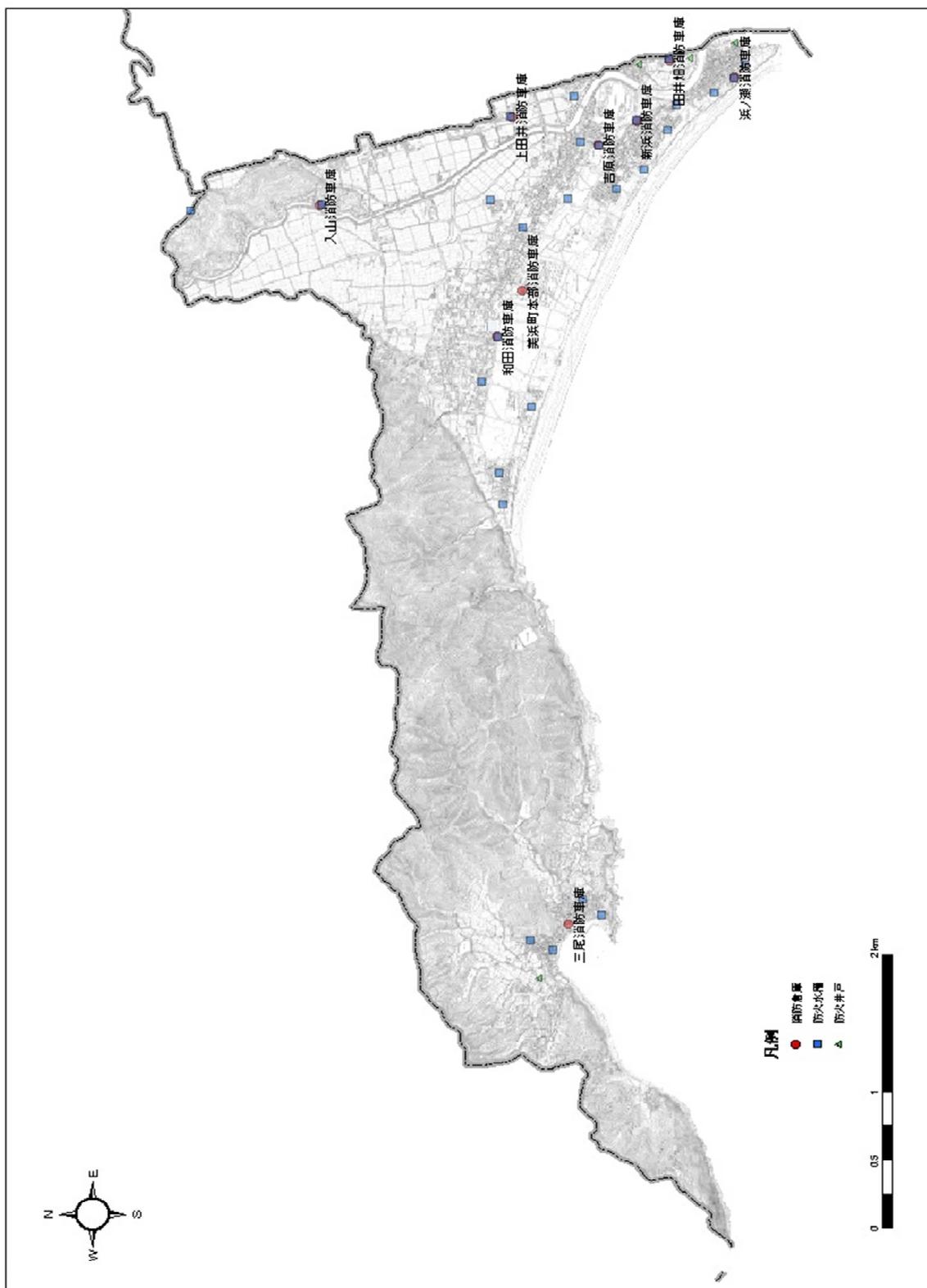


IV-6 消防施設・消防機器等整備状況

消防施設	防火水槽	31 箇所
	消火栓	351 箇所
	消防車庫	9 箇所
	防火井戸	4 箇所
消防機器	ポンプ自動車	5 台
	小型動力ポンプ積載車	5 台
	水槽付きポンプ自動車	1 台

防 火 水 槽	地 区	設置箇所数
	三 尾	6
	和 田	5
	吉 原	9
	切 戸	1
	浜ノ瀬	3
	入 山	2
	田 井	3
	本ノ脇	2
	合 計	31

IV-7 消防施設配置図



IV-8 資器材等備蓄状況一覧

①食料・生活物資備蓄状況

品目	数量	備考
アルファーマ	11,900 食	
パン	10,416 食	
保存水 2.0ℓ	11,364 本	
粉ミルク	16 個	
毛布	3,000 枚	
ローソク	500 本	

②防災資器材備蓄状況

品目	数量	備蓄場所
災害用救急箱	19	役場前防災用倉庫
担架	10	〃
災害対策用仮設トイレ	9	〃
マンホールトイレ	20	松原地区高台
〃	5	上田井地区高台
〃	4	下池付近備蓄倉庫
〃	2	谷口川周辺備蓄倉庫
ハロゲン投光器	5	役場前防災倉庫
LED 投光器	1	役場前防災倉庫
LED 投光器	1	松原地区高台

③水防倉庫主要資器材備蓄状況

品目	数量
スコップ	40
つるはし	6
土のう袋(枚)	3,000
防水シート	25
鉄線(kg)	20
ロープ(巻)	1
一輪車	10
掛矢(丁)	10
はしご	1
杭	120
照明器(台)	4

④ 応急給水活動用資器材備蓄状況

品目	数量	備蓄場所
折りたたみポリ容器 10ℓ	500 個	町役場倉庫
浄水器	1 台	〃

V [危険箇所・区域等]

V-1 河川及びため池一覧

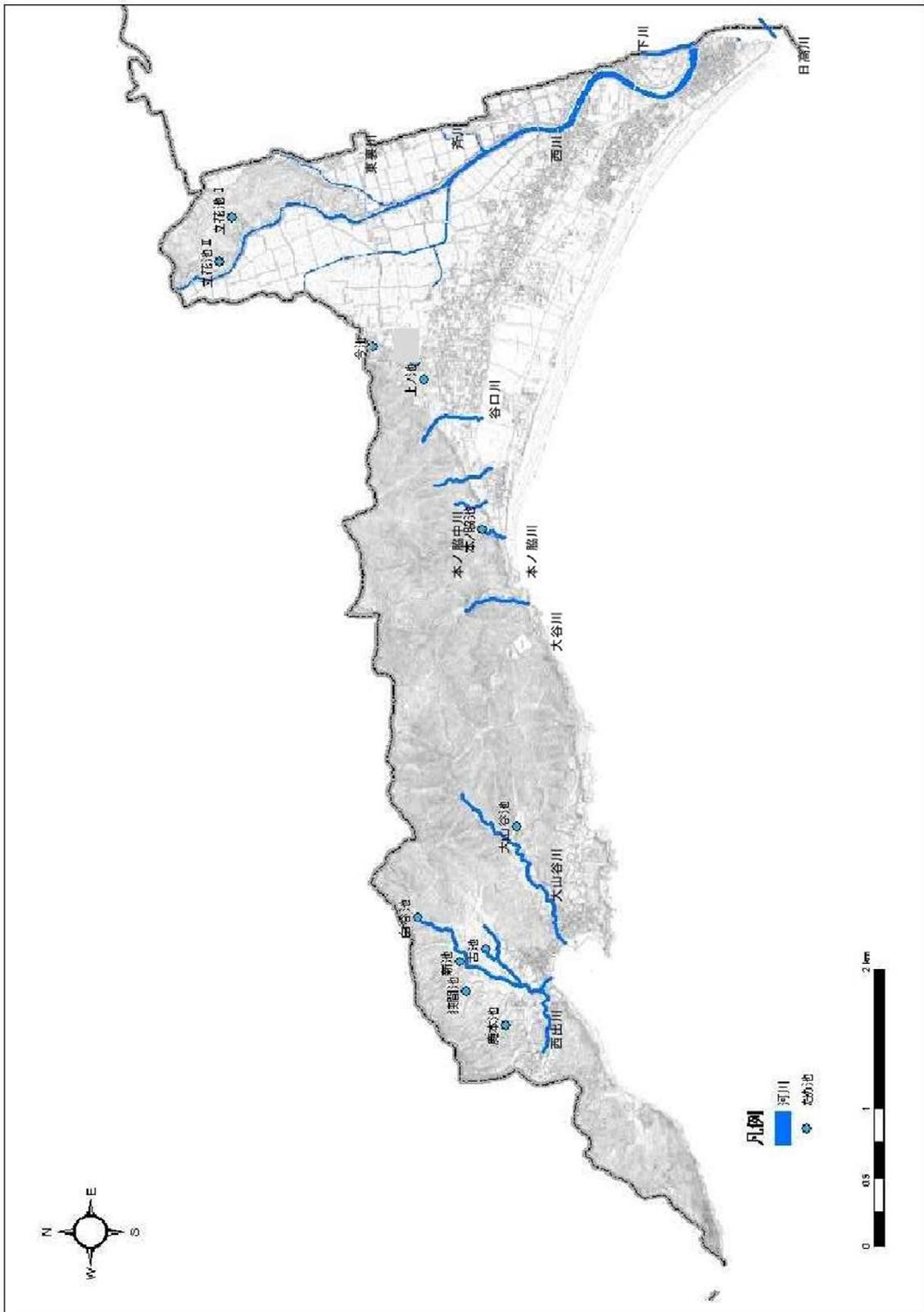
① 町内の河川

種別	名称
2級河川	西川 東裏川 斉川 和田川 日高川 下川
普通河川	女川 谷口川 宮川 本ノ脇中川 本ノ脇川 大谷川 大山谷川 西出川

② ため池一覧

地区	貯水池名	管理組織名	貯水量(m ³)	備考
三尾	狭間池	新古狭間水利組合	6,333	防災重点農業用ため池
	白谷池	白谷池管理組合	5,474	防災重点農業用ため池
	大山谷池	大山谷池管理組合	7,983	防災重点農業用ため池
	新池	新古狭間水利組合	12,018	防災重点農業用ため池
	慶本池	慶本池管理組合	3,403	防災重点農業用ため池
	古池	新古狭間水利組合	1,480	防災重点農業用ため池
和田	立花池Ⅰ	美浜町土地改良区	1,132	防災重点農業用ため池
	立花池Ⅱ		2,080	防災重点農業用ため池
	上ノ池		7,882	防災重点農業用ため池
	今池		4,155	防災重点農業用ため池
	本ノ脇池		11,800	防災重点農業用ため池

V-2 河川・ため池位置図



V-3 重要水防箇所等

① 河川の重要水防箇所

水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由
			場所	延長(m)		
日高川	西川	左	和田椎崎橋～西川大橋	4,500	A	堤防高
日高川	西川	右	和田椎崎橋～日高川合流点	5,000	A	堤防高
日高川	東裏川	左	御坊市境界～西川合流点	1,100	A	堤防高
日高川	東裏川	右	御坊市境界～西川合流点	1,100	A	堤防高

② 海岸重要水防箇所（国土交通省河川局所管）

地区海岸名	所在地	延長
美浜海岸吉原地区	御坊自動車学校付近～浜ノ瀬地区	1,000m
美浜海岸和田地区	本ノ脇三叉路付近～B&G海洋センター付近	1,000m

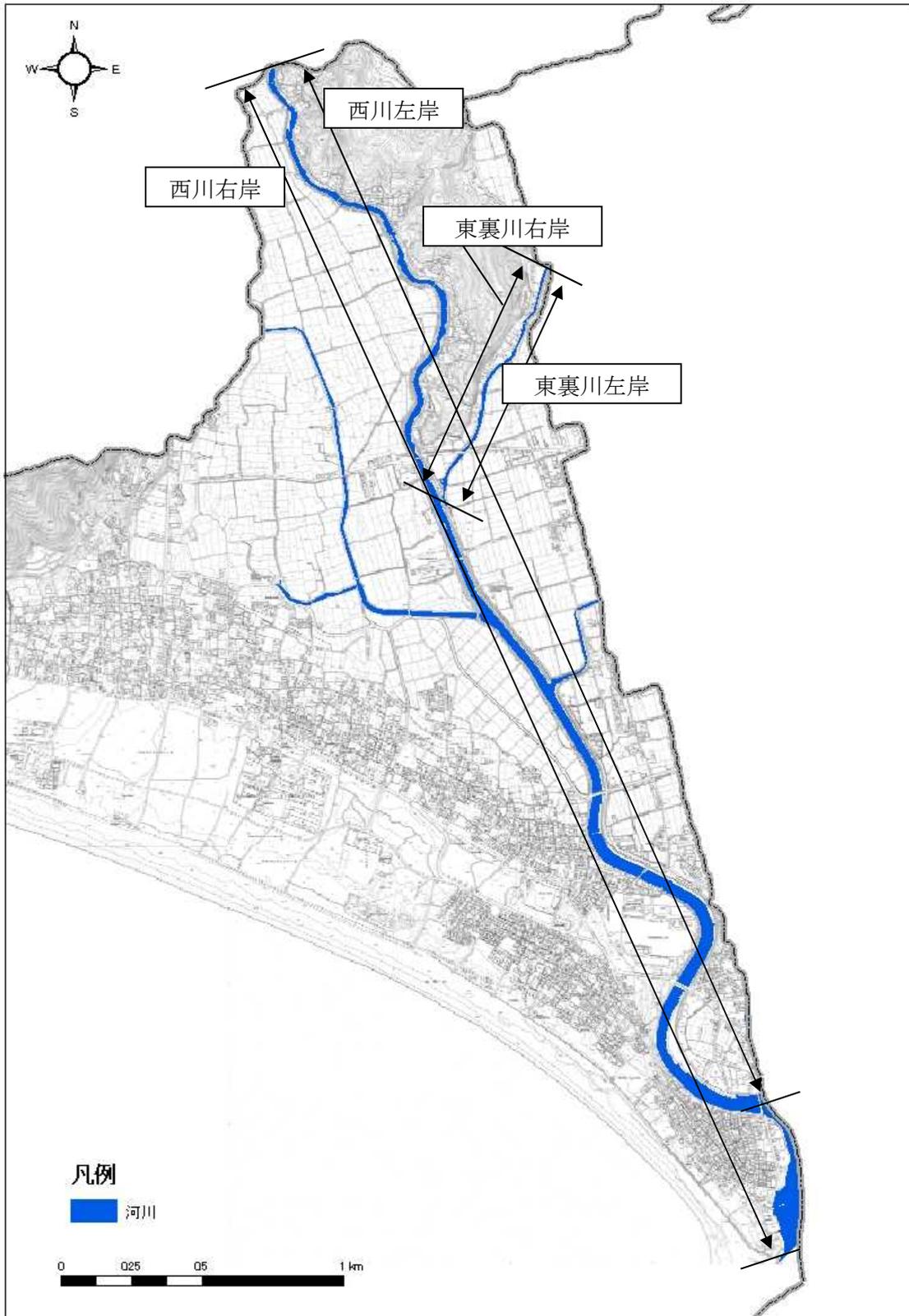
③ 海岸重要水防箇所（国土交通省港湾局所管）

名称	所在地	箇所の延長	指定理由
日高港	美浜町浜ノ瀬	900m	人家密集 越波

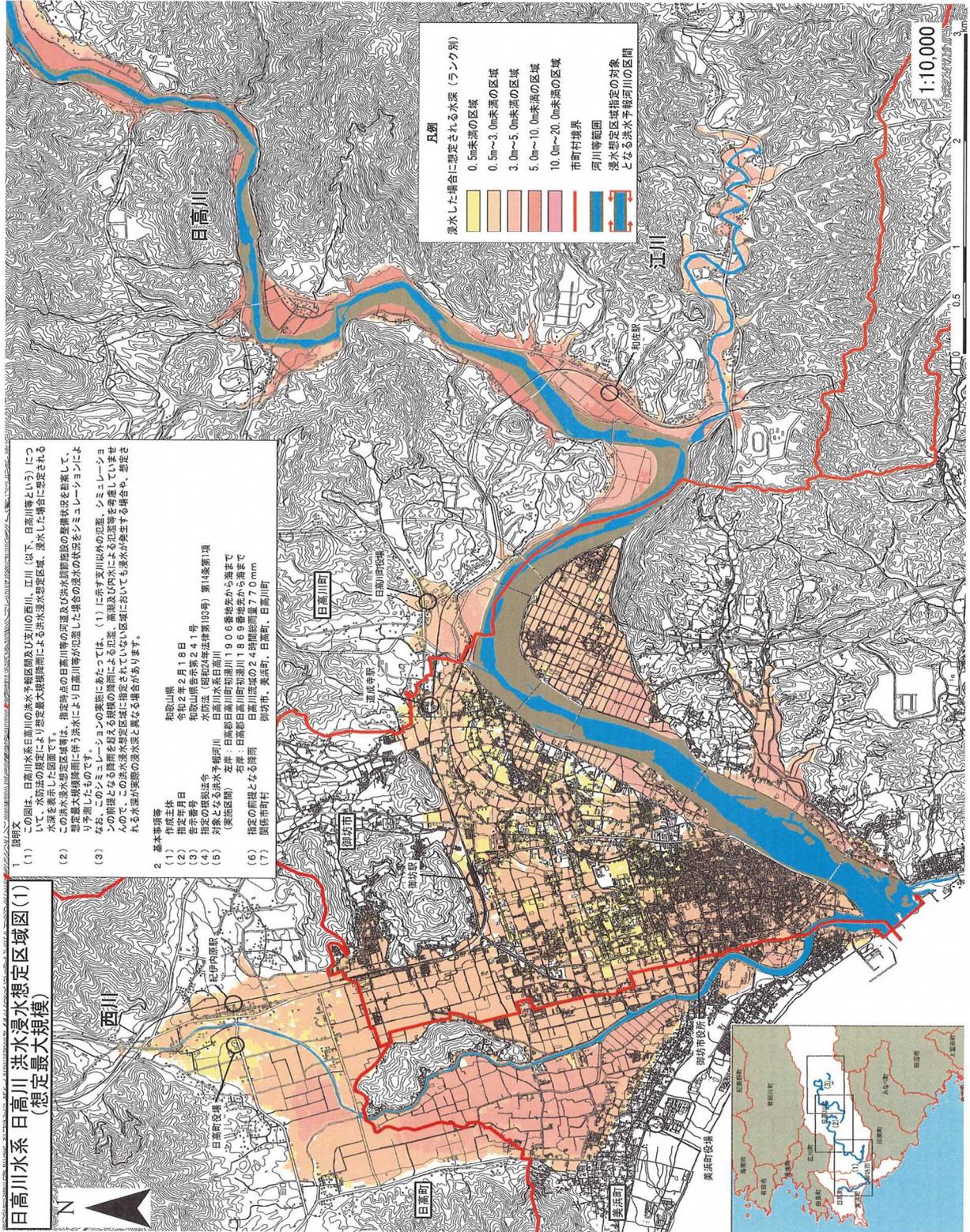
④ 水こう門の重要水防箇所及び特に警戒を要する区域

河川名	名称	位置	操作担当者
西川	千貫樋門	和田100番地先	日高川土地改良区
	内川樋門	和田	美浜町土地改良区
	第一寺田樋門NO.1	吉原289番地先	吉原水利組合
	第一寺田樋門NO.2	吉原277番地先	吉原水利組合
	第二寺田樋門	田井	消防団田井畑班
	東裏川樋門	和田100番地先	日高川土地改良区
	田井樋門	田井	消防団田井畑班
	椎崎堰	和田	日高川土地改良区
	千貫堰	和田	日高川土地改良区
日高港海岸	浜ノ瀬NO.1	浜ノ瀬	紀州日高漁協美浜支所
	浜ノ瀬NO.2	浜ノ瀬	紀州日高漁協美浜支所
美浜海岸	新浜NO.1	吉原	紀州日高漁協美浜支所
	新浜NO.2	吉原	紀州日高漁協美浜支所
	新浜NO.3	吉原	紀州日高漁協美浜支所
	新浜NO.4	吉原	紀州日高漁協美浜支所
	和田NO.1	和田	農林水産建設課
	和田NO.2	和田	紀州日高漁協美浜支所
	和田NO.3	和田	紀州日高漁協美浜支所
	和田NO.4	和田	農林水産建設課
	本ノ脇NO.1	和田	農林水産建設課

V-4 重要水防箇所図

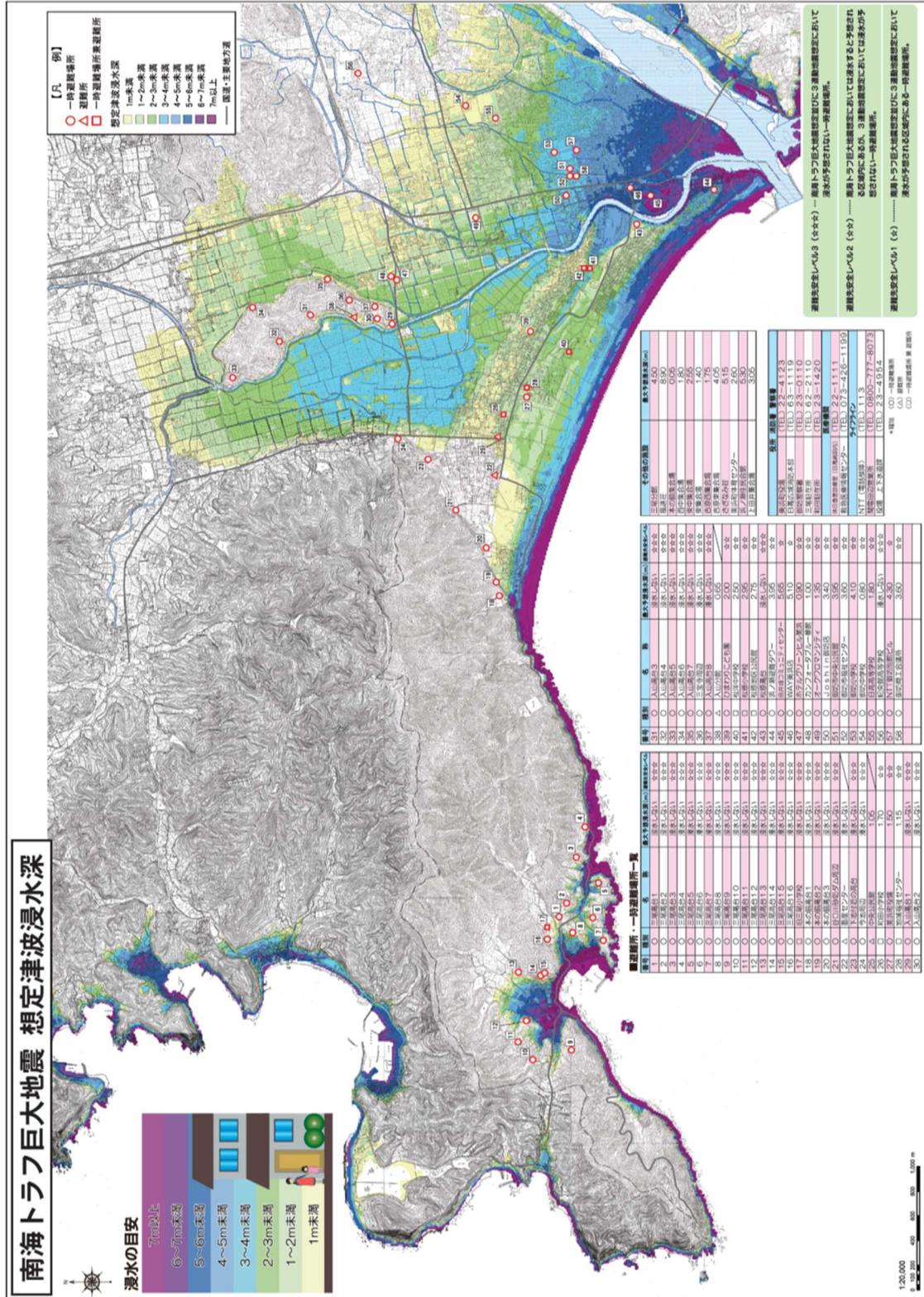


V-5 洪水浸水想定区域図

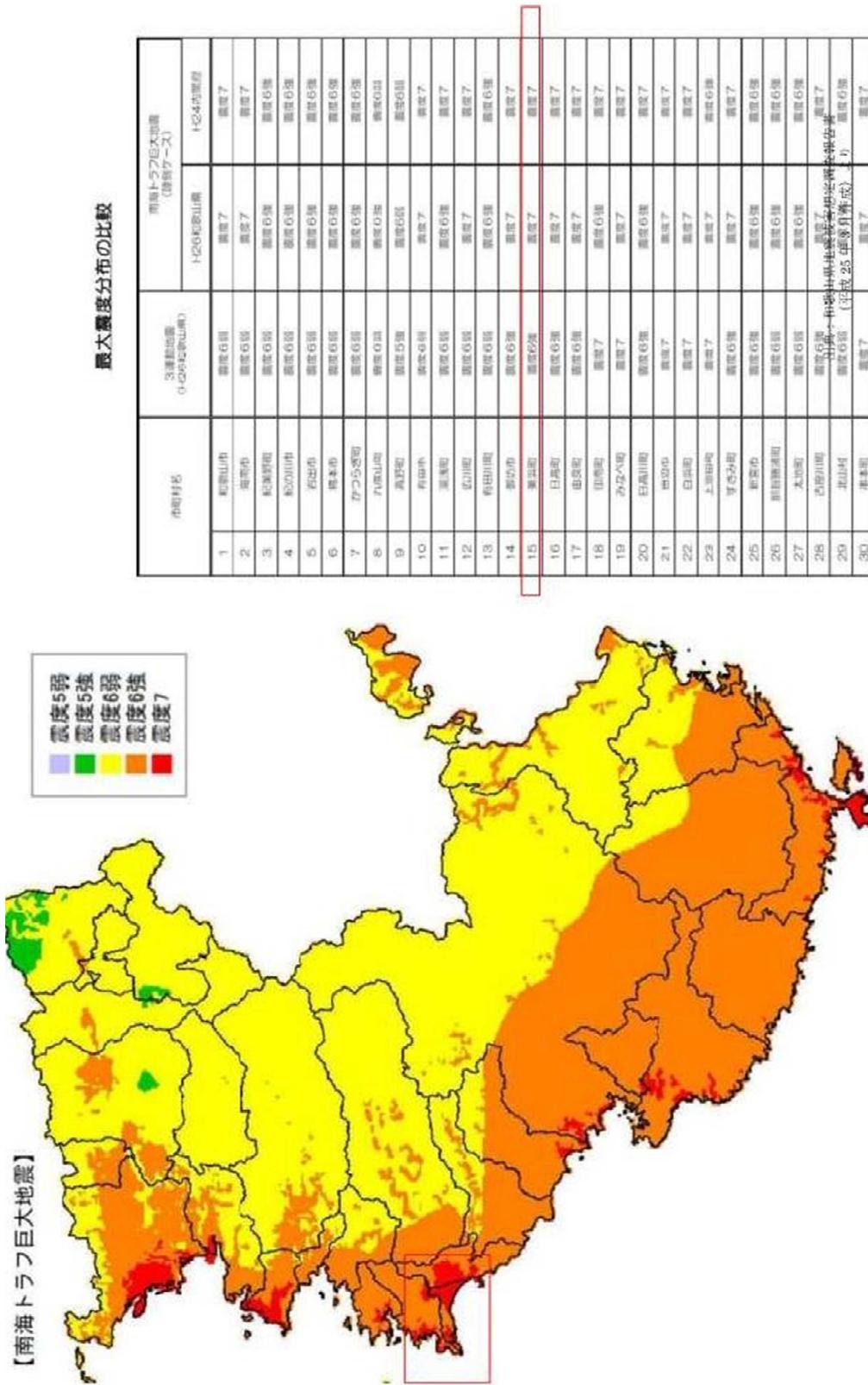


出典：和歌山県

V-6 南海トラフ巨大地震 津波浸水予測図



V-7 震度分布図

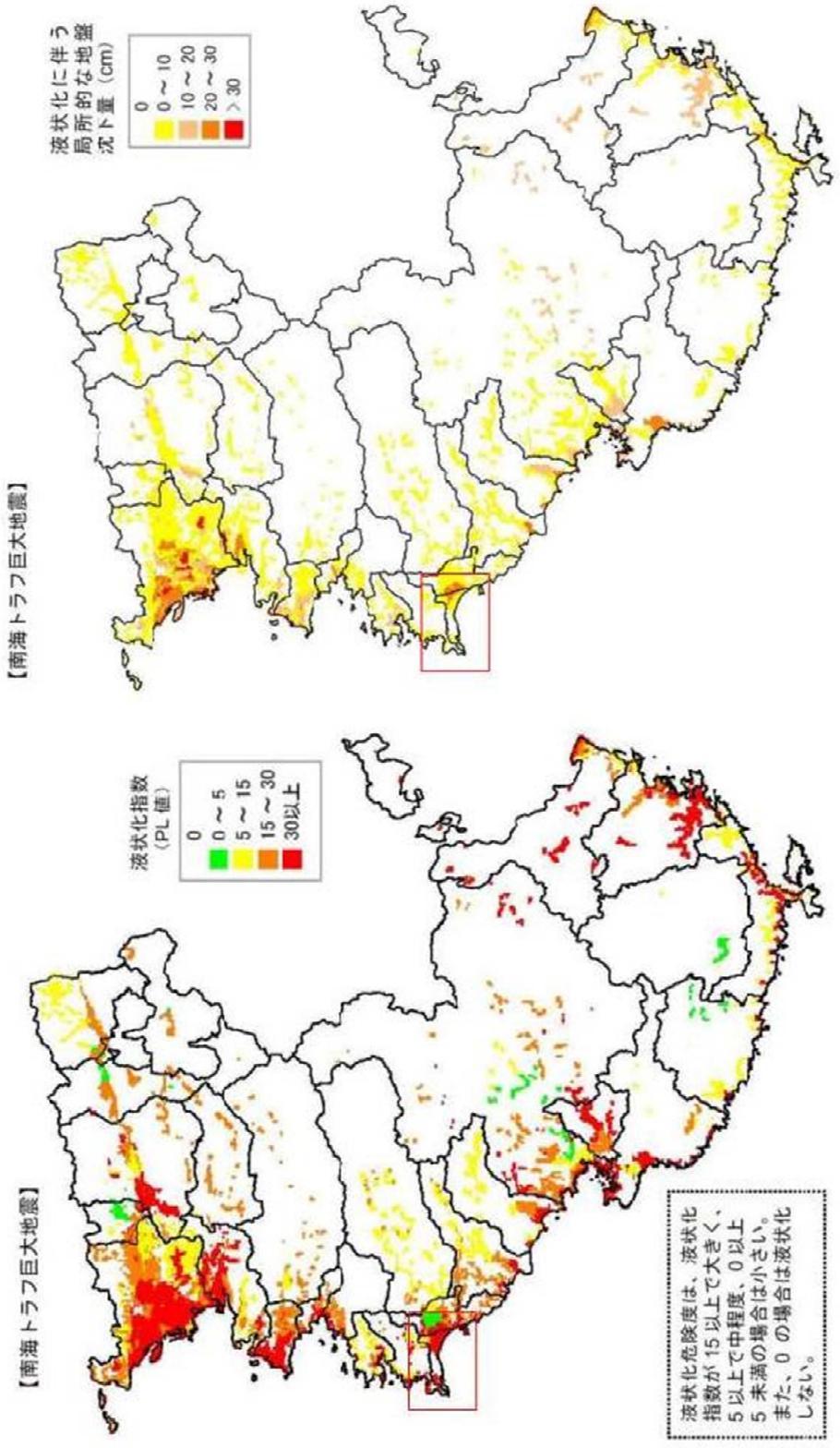


最大震度分布の比較

内河村名	3.11東日本地震 (M9.0(東北山脈))		南海トラフ巨大地震 (M9.0(太平洋))	
	震度	震度	震度	震度
1 紀伊山町	震度6弱	震度7	震度7	震度7
2 湯原町	震度6弱	震度7	震度7	震度7
3 紀伊野間	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
4 紀伊川中	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
5 石見町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
6 津本町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
7 かつらぎ町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
8 八咫山町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
9 高野町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
10 有田町	震度6弱	震度7	震度7	震度7
11 津本町	震度6弱	震度6強	震度6強	震度7
12 紀伊川	震度6弱	震度6強	震度7	震度7
13 紀伊川	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6強
14 紀伊川	震度6弱	震度6強	震度7	震度7
15 津本町	震度6強	震度7	震度7	震度7
16 日高町	震度6強	震度7	震度7	震度7
17 日高町	震度6強	震度7	震度7	震度7
18 日高町	震度7	震度6強	震度6強	震度7
19 日高町	震度7	震度7	震度7	震度7
20 日高町	震度6強	震度6強	震度6強	震度7
21 日高町	震度7	震度7	震度7	震度7
22 日高町	震度7	震度7	震度7	震度7
23 日高町	震度7	震度7	震度7	震度6強
24 日高町	震度6強	震度6強	震度7	震度7
25 日高町	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強
26 日高町	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強
27 日高町	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強
28 日高町	震度6強	震度6強	震度6強	震度7
29 日高町	震度6強	震度7	震度7	震度6強
30 津本町	震度7	震度7	震度7	震度7

出典：和歌山県地震被害想定調査報告書
(平成 25 年 3 月作成) より

V-8 液状化予測図



出典：和歌山県地震被害想定調査報告書
(平成 25 年 3 月作成) より

V-9 土砂災害警戒区域

① 土石流

区・町・村	字	調査 年度	箇所番号	区域名	自然現象の 種類	区域概要			
						土砂災害警 戒区域内保 全家戸数	うち特別警 戒区域内保 全家戸数	土砂災害警 戒区域面積	うち土砂災 害特別警戒 区域面積
美浜町	三尾	H21	5-381-1-010	三尾1	土石流	0	0	14,860	922
美浜町	三尾	H23	5-381-1-008	逢母1	土石流	10	0	13,126	40
美浜町	三尾	H23	5-381-1-009	逢母2	土石流	19	0	22,160	10
美浜町	三尾	H25	5-381-1-001	三尾3	土石流	6	0	20,070	206
美浜町	三尾	H25	5-381-1-003	三尾4	土石流	23	0	30,286	9
美浜町	三尾	H25	5-381-1-004	西出川右支溪	土石流	46	0	68,846	65
美浜町	三尾	H25	5-381-1-005	西出川左支溪	土石流	12	0	114,400	2,795
美浜町	三尾	H25	5-381-1-006	西出川左支溪	土石流	12	0	116,410	408
美浜町	三尾	H25	5-381-1-007	大山谷川	土石流	0	0	23,495	123
美浜町	三尾	H25	5-381-2-001	三尾2	土石流	7	0	41,011	115
美浜町	三尾	H25	5-381-2-002	三尾5	土石流	7	0	19,976	144
美浜町	三尾	H25	5-381-2-003	三尾6	土石流	6	0	7,707	111
美浜町	和田	H27	5-381-1-011	本ノ脇中川	土石流	34	0	28,994	0
美浜町	和田	H27	5-381-1-012	宮川	土石流	25	0	27,801	34
美浜町	和田	H27	5-381-1-013	和田1	土石流	10	0	28,215	0
美浜町	和田	H27	5-381-1-014	谷口川	土石流	25	0	39,009	0
美浜町	和田	H27	5-381-1-015	和田2	土石流	53	0	63,151	0
美浜町	和田	H27	5-381-1-016	和田3	土石流	78	0	67,205	0
美浜町	和田	H27	5-381-1-017	西川左支溪	土石流	7	0	11,534	0
美浜町	和田	H27	5-381-1-018	西川左支溪	土石流	9	0	20,712	0
美浜町	和田	H27	5-381-2-004	和田4	土石流	2	0	27,289	0
美浜町	和田	H27	5-381-2-005	西川左支溪	土石流	1	0	26,953	0
美浜町	和田	H27	5-381-2-006	西川左支溪	土石流	1	0	9,917	28
美浜町	和田	H27	5-381-2-007	和田5	土石流	14	0	21,066	0
美浜町	和田	H27	5-381-3-001	大谷川	土石流	1	0	14,110	7,809
美浜町	和田	H27	5-381-3-002	本ノ脇川	土石流	3	0	61,404	3,804

② 急傾斜地の崩壊

区・町・村	箇所番号	区域名	自然現象の種類	区域概要			
				土砂災害警戒区域内保 全人家戸数	うち特別警戒区域内保 全人家戸数	土砂災害警戒区域面積	うち土砂災害特別警戒区域面積
美浜町	Ⅲ-50001	三尾(25)	急傾斜地の崩壊	0	0	2,364	488
美浜町	Ⅲ-50002	三尾(36)	急傾斜地の崩壊	0	0	3,412	1,111
美浜町	I-961	中ノ浜・中ノ浜(2)	急傾斜地の崩壊	31	5	35,232	11,090
美浜町	I-3916	三尾 1	急傾斜地の崩壊	0	0	34,788	14,604
美浜町	I-3917	三尾 2	急傾斜地の崩壊	13	6	7,060	2,524
美浜町	I-3918	三尾 3	急傾斜地の崩壊	8	2	14,527	6,900
美浜町	I-3919	三尾 4	急傾斜地の崩壊	5	2	5,472	2,580
美浜町	I-3920	三尾 5	急傾斜地の崩壊	4	0	14,158	4,311
美浜町	I-3921	三尾 6	急傾斜地の崩壊	21	11	34,886	13,050
美浜町	I-3922	三尾 7	急傾斜地の崩壊	32	14	54,118	20,023
美浜町	I-3923	三尾 8	急傾斜地の崩壊	1	0	9,841	4,878
美浜町	I-3924	三尾 9	急傾斜地の崩壊	0	0	4,620	1,820
美浜町	I-3926	三尾 10	急傾斜地の崩壊	0	0	16,472	11,097
美浜町	I-50097	三尾 23	急傾斜地の崩壊	8	5	5,836	1,630
美浜町	I-50098	三尾 24	急傾斜地の崩壊	7	4	1,837	432
美浜町	Ⅱ-4031	三尾 13	急傾斜地の崩壊	3	1	4,545	1,849
美浜町	Ⅱ-4032	三尾 14	急傾斜地の崩壊	6	4	6,379	2,856
美浜町	Ⅱ-4033	中ノ浜 2	急傾斜地の崩壊	3	1	753	8
美浜町	Ⅱ-4034	三尾 15	急傾斜地の崩壊	1	1	4,950	1,643
美浜町	Ⅱ-4035	三尾 16	急傾斜地の崩壊	1	0	15,760	9,091
美浜町	Ⅱ-4036	三尾 17	急傾斜地の崩壊	1	0	4,319	1,960
美浜町	Ⅱ-4037	三尾 18	急傾斜地の崩壊	1	0	56,827	46,094
美浜町	Ⅱ-50159	三尾 20	急傾斜地の崩壊	2	1	4,345	1,291
美浜町	Ⅱ-50160	三尾 21	急傾斜地の崩壊	1	0	897	221
美浜町	Ⅱ-50161	三尾 22	急傾斜地の崩壊	1	1	616	135
美浜町	Ⅲ-2519	三尾 19	急傾斜地の崩壊	1	1	9,184	5,392
美浜町	I-50099	三尾(29)	急傾斜地の崩壊	19	6	18,703	6,389
美浜町	I-50100	三尾(30)	急傾斜地の崩壊	5	3	4,363	1,466
美浜町	I-50101	三尾(32)	急傾斜地の崩壊	6	3	7,622	2,824

美浜町	I-50102	三尾(34)	急傾斜地の崩壊	7	5	5,342	1,637
美浜町	II-50162	三尾(26)	急傾斜地の崩壊	2	2	2,038	463
美浜町	II-50163	三尾(27)	急傾斜地の崩壊	2	1	836	196
美浜町	II-50164	三尾(28)	急傾斜地の崩壊	2	1	998	321
美浜町	II-50165	三尾(31)	急傾斜地の崩壊	1	1	788	196
美浜町	II-50166	三尾(33)	急傾斜地の崩壊	1	0	1,900	687
美浜町	II-50167	三尾(35)	急傾斜地の崩壊	5	1	3,929	1,355
美浜町	II-50168	三尾(37)	急傾斜地の崩壊	1	1	346	90
美浜町	I-50107	三尾(44)	急傾斜地の崩壊	11	0	19,164	6,814
美浜町	II-50192	三尾(38)	急傾斜地の崩壊	4	2	6,041	2,009
美浜町	II-50193	三尾(39)	急傾斜地の崩壊	1	1	6,717	2,412
美浜町	II-50194	三尾(40)	急傾斜地の崩壊	1	0	559	67
美浜町	II-50195	三尾(41)	急傾斜地の崩壊	3	2	6,653	2,391
美浜町	II-50196	三尾(42)	急傾斜地の崩壊	4	1	4,603	1,384
美浜町	II-50197	三尾(43)	急傾斜地の崩壊	1	1	1,174	339
美浜町	I-962	久保谷・西裏	急傾斜地の崩壊	10	3	10,188	1,369
美浜町	I-963	西裏・立花	急傾斜地の崩壊	11	1	5,675	156
美浜町	I-964	椎崎	急傾斜地の崩壊	5	1	4,767	335
美浜町	I-965	北裏	急傾斜地の崩壊	3	2	5,377	957
美浜町	I-966	東裏	急傾斜地の崩壊	20	0	31,341	7,907
美浜町	I-967	田連・西裏	急傾斜地の崩壊	3	1	2,751	421
美浜町	I-3910	和田東裏1	急傾斜地の崩壊	10	5	15,789	8,500
美浜町	I-3911	和田東裏2	急傾斜地の崩壊	26	9	20,273	9,361
美浜町	I-3912	和田2	急傾斜地の崩壊	5	3	12,777	4,678
美浜町	I-3913	和田3	急傾斜地の崩壊	21	9	36,896	14,607
美浜町	I-3914	和田4	急傾斜地の崩壊	6	0	9,531	3,687
美浜町	I-3915	和田5	急傾斜地の崩壊	7	1	13,382	5,387
美浜町	I-3925	和田6	急傾斜地の崩壊	7	5	14,961	7,048
美浜町	I-50175	和田(9)	急傾斜地の崩壊	12	6	9,173	2,143
美浜町	II-4026	和田椎崎	急傾斜地の崩壊	1	0	299	55
美浜町	II-4027	和田7	急傾斜地の崩壊	0	0	2,039	1,058
美浜町	II-4028	和田8	急傾斜地の崩壊	1	0	1,607	599
美浜町	II-4029	三尾11	急傾斜地の崩壊	1	1	22,952	14,066
美浜町	II-4030	三尾12	急傾斜地の崩壊	1	0	16,100	7,433
美浜町	II-4038	和田西裏	急傾斜地の崩壊	1	0	3,492	731

美浜町	Ⅱ-50250	和田(10)	急傾斜地の崩壊	1	0	882	101
美浜町	Ⅱ-50251	和田(11)	急傾斜地の崩壊	1	0	849	0
美浜町	Ⅲ-2517	和田本ノ脇 1	急傾斜地の崩壊	0	0	7,331	3,877
美浜町	Ⅲ-2518	和田本ノ脇 2	急傾斜地の崩壊	1	0	14,438	6,159
美浜町	Ⅲ-2549	大平谷 1	急傾斜地の崩壊	0	0	1,169	113

③ 地すべり

美浜町	388	三尾	地すべり	8		27,833	0
美浜町	363	和田	地すべり	104		138,565	0

④ 山地災害

山地災害危険箇所一覧表(山腹崩壊危険地区)

県森林整備課

地区番号	市町村	大字	字	面積(ha)	備考
381	0001	美浜町	三尾	2.69	
381	0003	美浜町	三尾	0.97	
381	0004	美浜町	三尾	0.69	
381	0005	美浜町	三尾	0.27	
381	0006	美浜町	三尾	1.78	
381	0008	美浜町	和田	2.93	
381	0009	美浜町	和田	2.53	
381	0010	美浜町	和田	1.21	
381	0011	美浜町	和田	2.50	
381	0012	美浜町	和田	2.18	
381	5001	美浜町	和田	0.03	
381	5002	美浜町	和田	0.04	
381	5003	美浜町	和田	0.04	
381	5004	美浜町	和田	0.52	
381	5005	美浜町	和田	0.09	
381	5006	美浜町	和田	0.19	
381	5007	美浜町	和田	0.24	
381	5008	美浜町	和田	0.52	
381	5009	美浜町	和田	0.06	
381	5010	美浜町	三尾	0.20	
381	5011	美浜町	三尾	0.11	
381	5013	美浜町	三尾	0.61	
381	5014	美浜町	和田	3.24	
381	5016	美浜町	三尾	0.07	
381	5017	美浜町	三尾	0.09	
381	5018	美浜町	三尾	0.25	
381	5019	美浜町	三尾	0.09	
381	5020	美浜町	三尾	0.17	
381	5021	美浜町	三尾	0.05	
381	5023	美浜町	三尾	0.07	
381	5024	美浜町	三尾	0.08	
381	5025	美浜町	三尾	0.17	
381	5026	美浜町	三尾	0.30	
381	5027	美浜町	三尾	0.19	
381	5028	美浜町	三尾	0.05	
381	5029	美浜町	三尾	0.10	
381	5030	美浜町	三尾	0.49	
381	5031	美浜町	三尾	0.08	
381	5032	美浜町	三尾	0.11	
381	5033	美浜町	三尾	0.04	
381	5034	美浜町	三尾	0.27	
381	5035	美浜町	三尾	0.10	
381	5036	美浜町	三尾	0.40	
381	5038	美浜町	三尾	0.97	

山地災害危険箇所一覧表(崩壊土砂流出危険地区)

県森林整備課

地区番号		市町村	大字	字	面積(ha)	備考
381	0001	美浜町	和田	本の脇	49.10	
381	0002	美浜町	和田	本の脇	6.73	
381	0003	美浜町	和田	本の脇	10.57	
381	5001	美浜町	三尾		6.17	
381	5003	美浜町	三尾		38.65	
381	5004	美浜町	和田		43.30	
381	5005	美浜町	三尾		36.85	
381	5006	美浜町	三尾		6.53	
381	5007	美浜町	三尾		3.00	

V-10 道路危険予想箇所

○ 道路要対策箇所数(県道)

路線名	要対策箇所数
御坊由良線	5カ所
日の岬公園線	1カ所

V-11 防災上の配慮を要する者が利用する施設

① 洪水

施設の区分	施設の名称	所在地
社会福祉施設	こじか園	美浜町和田 2111-55
社会福祉施設	グループホーム松風みはま	美浜町和田 824-9
社会福祉施設	老人保健施設プラトン	美浜町田井 420-1
病院	橋本整形外科	美浜町田井 400-1
病院	森本医院	美浜町田井 313-1
病院	龍神医院	美浜町吉原 264

② 土砂災害

施設の区分	施設の名称	所在地
社会福祉施設	特別養護老人ホームときわ寮	美浜町三尾 9

③ 津波災害

施設の区分	施設の名称	所在地
学校	和歌山県立みはま支援学校	美浜町和田 1138-259
学校	美浜町立松原小学校	美浜町吉原 774-5
学校	美浜町立和田小学校	美浜町和田 1138-176
学校	美浜町立松洋中学校	美浜町吉原 958
社会福祉施設	こじか保育園	美浜町和田 2111-55
社会福祉施設	美浜町立ひまわりこども園	美浜町吉原 602-1
社会福祉施設	独立行政法人国立和歌山病院くろしお保育園	美浜町和田 1138
社会福祉施設	松原クラブ	美浜町吉原 958
社会福祉施設	友遊クラブ	美浜町和田 1084
社会福祉施設	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会	美浜町和田 1138-326
社会福祉施設	グループホーム松風みはま	美浜町和田 824-9
社会福祉施設	老人保健施設プラトン	美浜町田井 402-1
社会福祉施設	養護老人ホームときわ寮	美浜町和田 1138-180
社会福祉施設	社会福祉法人太陽福祉会太陽作業所	美浜町和田 1138
社会福祉施設	通所介護日高リハビリセンター	美浜町和田 1901-8
病院	独立行政法人国立和歌山病院	美浜町和田 1138
病院	森本医院	美浜町田井 313-1
病院	橋本整形外科	美浜町田井 400-1
病院	龍神医院	美浜町吉原 264
病院	玉置循環器科	美浜町和田 1138-198
病院	大原内科	美浜町和田 1138-104
病院	五木田歯科医院	美浜町吉原 890

[VI 医療・教育施設等]

VI-1 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	美浜町和田 1 1 3 8	0738-22-3256
大原内科	美浜町和田 1 1 3 8—1 0 4	0738-23-3300
玉置循環器科	美浜町和田 1138-198	0738-22-3322
橋本整形外科	美浜町田井 400-1	0738-22-0036
森本医院	美浜町田井 313-1	0738-24-3333
龍神医院	美浜町吉原 264	0738-22-6686

VI-2 教育施設一覧

名称	所在地	築年	面積 ㎡	階数	構造
松洋中学校	吉原	S51 H4・H9	6,759.9 5	1・2・3	RC・S
松原小学校	吉原	S31・S40 S46・S57 S58・H8	3,629.9 2	1・2・3	RC・S
和田小学校	和田	S44・S45 S50・S54 S60・S62	3,568.5 3	1・2・3	RC・S
ひまわりこども園	吉原	H20	2,860.6 5	1・2	RC・S

[VII 基準等]

VII-1 震度階級解説表

○使用にあたっての留意事項

気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネットによる安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

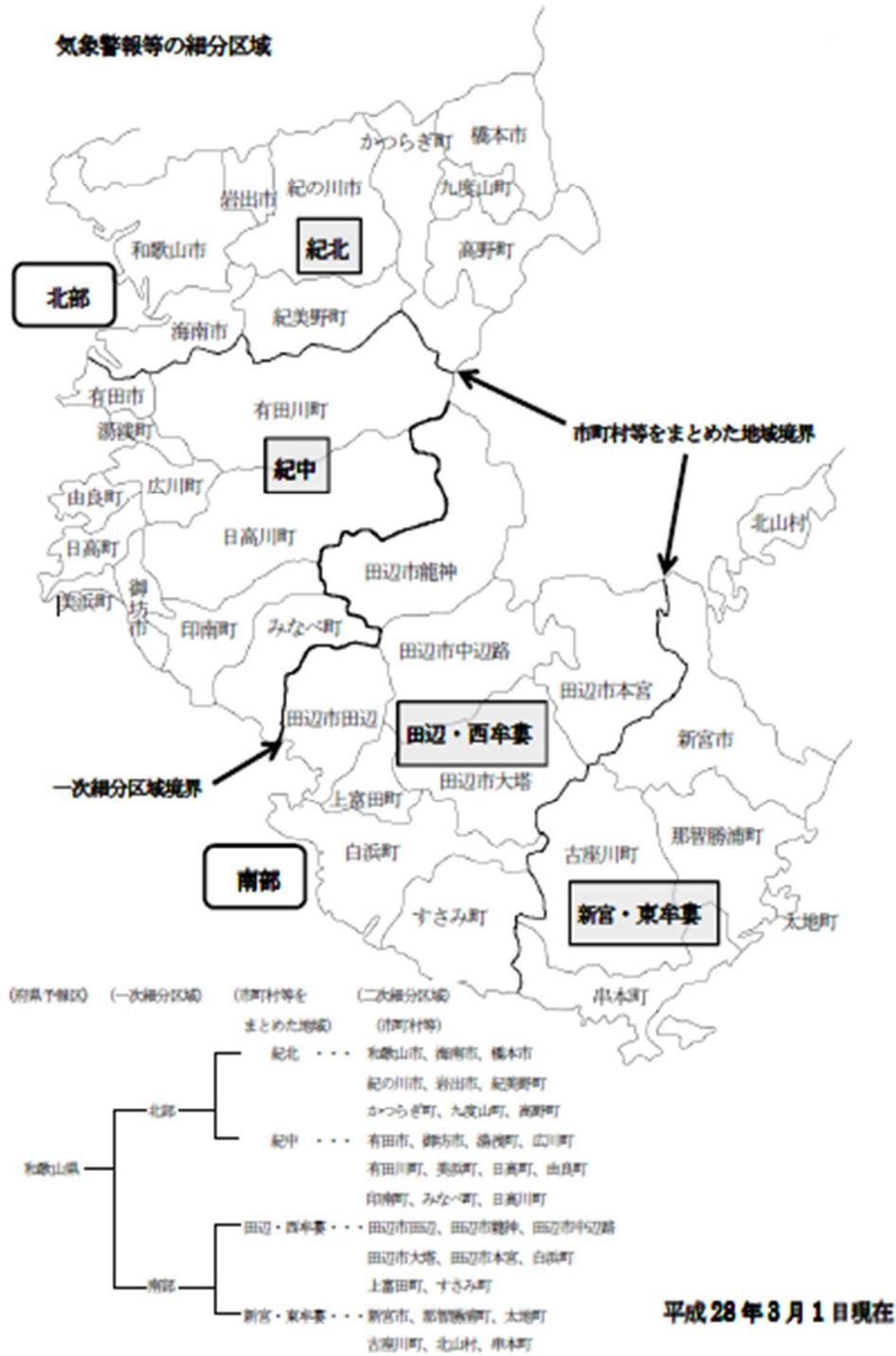
※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

VII-2 気象予報等の発表区域



Ⅶ-3 気象予警報等の種類及び発表基準

美浜町の警報・注意報発表基準

(令和3年6月8日現在)

美浜町	府県予報区		和歌山県	
	一時細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		紀中	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	198
	洪水	流域雨量指数基準	西川流域=18.8 齊川流域=7.8	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	和歌山県日高川水系日高川〔川原河・高津尾・川辺〕	
	暴風	平均風速	陸上	20 m/s
			海上	25 m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20 m/s 雪を伴う
			海上	25 m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15 cm	
	波浪	有義波高	6.0 m	
	高潮	潮位	1.8 m	
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	13
土壌雨量指数基準			140	
洪水		流域雨量指数基準	西川流域=15 齊川流域=6.2	
		複合基準	西川流域=(6, 15)	
		指定河川洪水予報による基準	和歌山県日高川水系日高川〔川原河・高津尾・川辺〕	
強風		平均風速	陸上	12 m/s
			海上	15 m/s
風雪		平均風速	陸上	12 m/s 雪を伴う
			海上	15 m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
波浪		有義波高	3.0 m	
高潮		潮位	1.3 m	
雷		落雷等により被害が予想される場合		
融雪				
濃霧		視程	陸上	100 m
			海上	500 m
乾燥		最小湿度35%で実効湿度60%		
なだれ	積雪の深さ50 cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上又はかなりの降雨			
低温	沿岸部で最低気温-4℃以下			
霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：平地20 cm以上、山地40 cm以上 気温：-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110 mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

- ・大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ・融雪及び着氷注意報では、美浜町において現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていないことから、その欄を空白としている。また、洪水警報の複合基準は定めていないことから、その欄を“－”で示している。
- ・土壤雨量指数基準値は、本表には美浜町における基準値の最低値を示している。
- ・洪水の欄中、「〇〇川流域=11」は、「〇〇川流域の流域雨量指数11以上」を意味する。
- ・洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ・高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。
- ・地震等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、河川流域を1km四方の領域に分けて算出する。

気象等に関する特別警報の発表基準

種 類		発 表 基 準	
特 別 警 報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

① 和歌山地方気象台所管の気象観測所一覧表

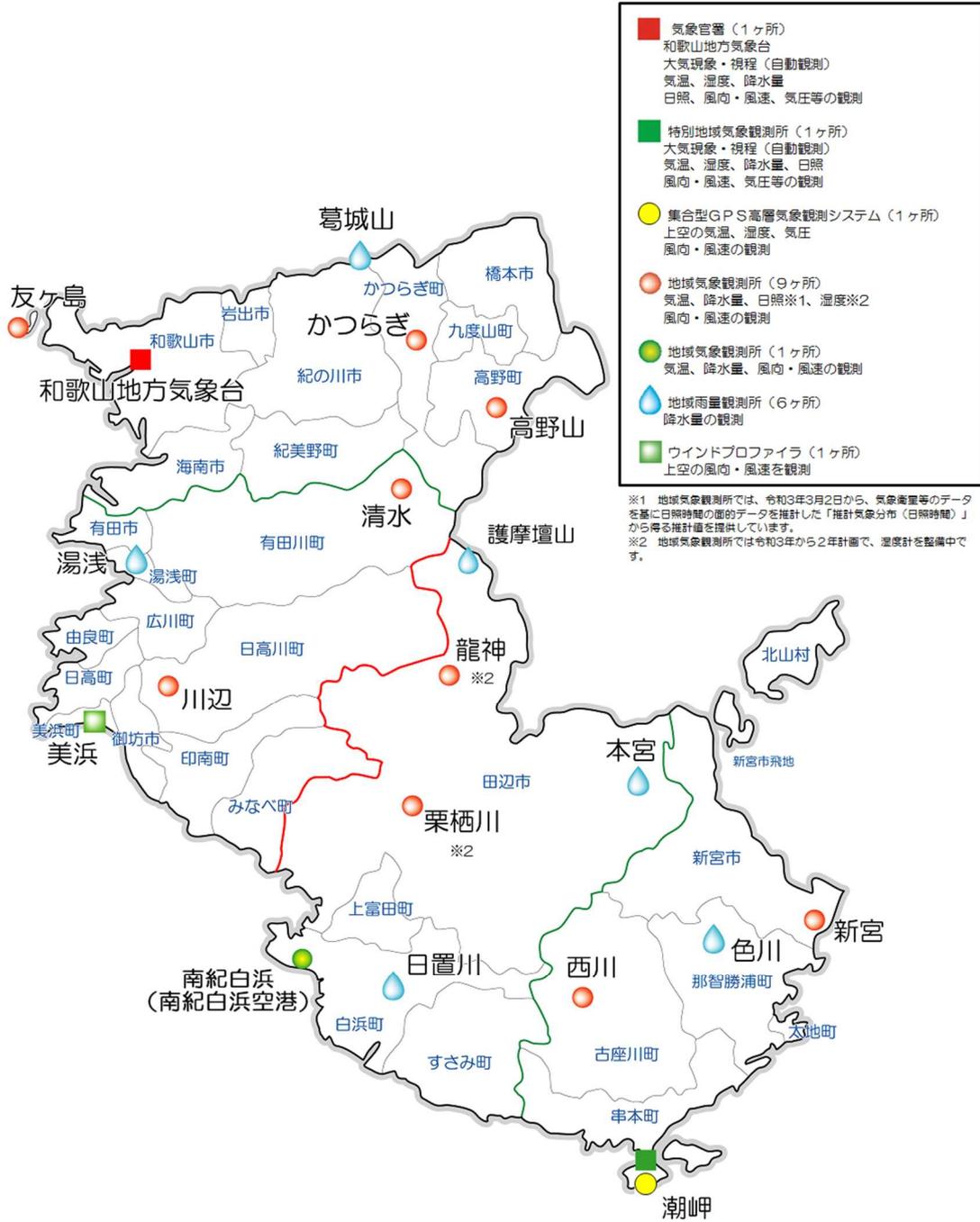
観測所名	観測種目						所在地
	気温	風向・風速	日照時間	降水量	積雪	その他	
葛城山				○			紀の川市切畑
かつらぎ	○	○	○	○			伊都郡かつらぎ町妙寺
友ヶ島	○	○	○	○			和歌山市加太苦ヶ沖島
和歌山	○	○	○	○	○	○	和歌山市男野芝丁4 (和歌山地方気象台)
高野山	○	○	○	○			伊都郡高野町高野山
湯浅				○			有田郡湯浅町湯浅
清水	○	○	○	○			有田郡有田川町清水
護摩壇山				○			田辺市龍神村字五百原
龍神	○	○	○	○			田辺市龍神村湯ノ又字上湯ノ又
川辺	○	○	○	○			日高郡日高川町和佐
本宮				○			田辺市本宮町本宮
栗栖川	○	○	○	○			田辺市中辺路町栗栖川
新宮	○	○	○	○			新宮市佐野
南紀白浜	○	○		○			西牟婁郡白浜町 (南紀白浜空港)
西川	○	○	○	○			東牟婁郡古座川町西川
色川				○			東牟婁郡那智勝浦町大野
日置川				○			西牟婁郡白浜町安居
潮岬	○	○	○	○	○	○	東牟婁郡串本町潮岬3380-1

資料：和歌山地方気象台 (平成27年3月現在)

② 和歌山地方気象台所管の気象観測所配置図

和歌山県内の気象観測施設

(2021年12月1日現在)



③ 和歌山地方気象台所管の地震観測施設

観測所	所在地	震度発表名称	所管官署	備考
和歌山	和歌山市男野芝丁4	和歌山市男野芝丁	和歌山地方気象台	震度計、地震計
潮岬	東牟婁郡串本町潮岬3380-1	串本町潮岬	和歌山地方気象台	震度計、地震計
高野山	伊都郡高野町高野山26-2	高野町高野山中学校	和歌山地方気象台	震度計、地震計
みなべ	日高郡みなべ町土井431	みなべ町土井	和歌山地方気象台	震度計、地震計
新宮	新宮市新宮451	新宮市新宮	和歌山地方気象台	震度計
有田	有田市箕島50	有田市箕島	和歌山地方気象台	震度計
御坊	御坊市菌266	御坊市菌	和歌山地方気象台	震度計
白浜	西牟婁郡白浜町2927-259	白浜町消防本部	和歌山地方気象台	震度計
粉河	紀の川市粉河412	紀の川市粉河	和歌山地方気象台	震度計
古座川	東牟婁郡古座川町高池770	古座川町高池	和歌山地方気象台	震度計
田辺	田辺市中辺路町近露177-3	田辺市中辺路町近露	和歌山地方気象台	震度計、地震計

資料：和歌山地方気象台（平成27年3月現在）

④ 和歌山地方気象台所管の津波観測点

津波情報発表名称	所在地	所管官署
和歌山	和歌山県和歌山市和歌山下津港	和歌山地方気象台
御坊市祓井戸	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港	和歌山地方気象台
白浜町堅田	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港	和歌山地方気象台
串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港	和歌山地方気象台
那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港	和歌山地方気象台
和歌山白浜沖	白浜町瀬戸崎より沖合約17km (GPS波浪計)	和歌山地方気象台

資料：和歌山地方気象台（平成27年3月現在）

⑤ 和歌山地方気象台所管の潮位観測所

観測所	所在地	管理者	観測者	電話	備考
和歌山	和歌山市	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	和歌山港
御坊	御坊市	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	祓井戸漁港
白浜	白浜町	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	堅田漁港
串本	串本町	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	袋港
浦神	那智勝浦町	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	浦神港

資料：和歌山地方気象台（平成27年3月現在）

⑥ 和歌山地方気象台所管の地震計、震度計、津波観測点、潮位観測所配置図



Ⅶ－４ 災害救助法の適用基準

	人口(人)	法適用となる 滅失世帯数	1,000世帯以上滅失世帯があった場合の法適用となる本町の滅失世帯数
美浜町	6,867	40世帯	20世帯

(令和2年度国勢調査)

Ⅶ-5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額		期間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。		災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり6,285,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)		災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、6,285,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,180円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の区別なし)		災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区 分	1人世帯			2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏			18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬			31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 床上浸水	夏			6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内	—
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、一人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 一 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 { 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	—
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	—
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

	範 囲	費用の限度額	期間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,000円以内 薬剤師 15,100円以内 保健師、助産師、看護師 16,200円以内 土木技術、建築技術者 15,800円以内 大工 21,800円以内 左官 23,200円以内 とび職 24,000円以内 救急救命士 14,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

Ⅶ－6 被害認定基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (流出)	5～7	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	8～10	家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。(10%未満)
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災者	罹災世帯	20	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	罹災人員	21	罹災世帯の構成員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊、半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。

被害の種類		報告番号	基準
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41 林業用施設、44～50 の土木施設に含まれるもの、87 林産施設以外のものとする。
農林水産施設		40～43	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交通通信	がけくずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50 に該当するものの被害額をいう。
その他公	病院	76	51 に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。

	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県・市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90 の各項に該当しないものをいう。

VII-7 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等

種類	対象となる災害	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額
災害弔慰金	<p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 市町村において 5 以上の世帯の住居が滅失した災害 ○ 県内で 5 以上の世帯の住居が滅失した市町村が 3 以上存在する災害 ○ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある災害 ○ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害 <p>受給遺族</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者、子、父母、孫、祖父母 	<p>支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ○ その他の者が死亡した場合 250 万円
災害障がい見舞金	<p>支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 市町村において 5 以上の世帯の住居が滅失した災害 ○ 県内で 5 以上の世帯の住居が滅失した市町村が 3 以上存在する災害 ○ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある災害 ○ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害 <p>受給遺族</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者 	<p>支給金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生計維持者の場合 250 万円 ○ その他の者の場合 125 万円
災害援護資金	<p>災害対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある自然災害 	<p>貸付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 <p>貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内 <p>貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 償還期間 10 年（据置期間 3 年を含む） ○ 年 利 3%（据置期間中は無利子）

VII-8 生活福祉資金貸付条件

(別表1) 生活福祉資金一覧

資金の種類	貸付条件						
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人		
総合支援資金(注)	生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可	
	住宅入居費 ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内				
	一時生活再建費 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に必要な経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内					
福祉資金	福祉費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可	
	緊急小口資金(注)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子	不要
	教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6万円以内 (短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		50万円以内					
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期7%のいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間	不要				

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※ 貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。

(注) 貸付利率は据置期間経過後、年3%。修学資金及び療養・介護等資金は無利子

